

西笠取遺跡発掘調査概報



1998

宇治市教育委員会

序

バブル経済がはじけ社会状況が大きく変動していく今日、自然とふれあうことは、豊かで潤いのある生活をおくる上でかかせないものとなっています。

今回建設予定の宇治市総合野外活動センターは、笠取地域の豊かな自然を生かし「自然とのふれあい、自然のなかでの交流」をメインテーマに市民と自然に触れ合う機会を作りだして心のケアを促進し、また、この笠取地域の発展と活性化を目的として建設するものです。

今回の発掘調査は、この宇治市野外活動センター建設に伴って実施したものです。宇治市野外活動センターが建設される笠取は、滋賀県大津市との県境にあたる山間部に位置し、歴史的には「醍醐の花見」で有名な京都の醍醐寺の莊園であったことが、醍醐寺に残る数多くの文献史料から窺い知ることができます。笠取庄は莊園研究では著名な莊園の一つです。これまでの笠取庄に関する研究を振り返ってみると、文献史料に基づく研究が主であり、フィールドワーク的な調査研究については、これまであまりなされなかったように思われます。こうした点からも、今回の発掘調査は、笠取地域の新たな歴史像をつくり出すよい機会であったように思われます。

今回の発掘調査の成果につきましては、後で詳しく述べていくところですが、室町時代から江戸時代にかけての遺構・遺物が主に発掘されました。こうした山間地帯での人々の暮らしの有様が明らかになったことは、ただ単にこの地域の歴史が明らかになったというだけではなく、広く宇治市全体の歴史を理解していく上でも重要な意味合いをもつものと思われます。

本書が多くの方々の目に触れ、広く宇治の歴史を知る上の一助になれば幸いです。

最後になりましたが、調査にご理解とご協力をいただいた方々をはじめ、調査にあたりご指導ならびにご助力を賜りました関係各位に対して心よりお礼を申し上げます。

平成10年3月

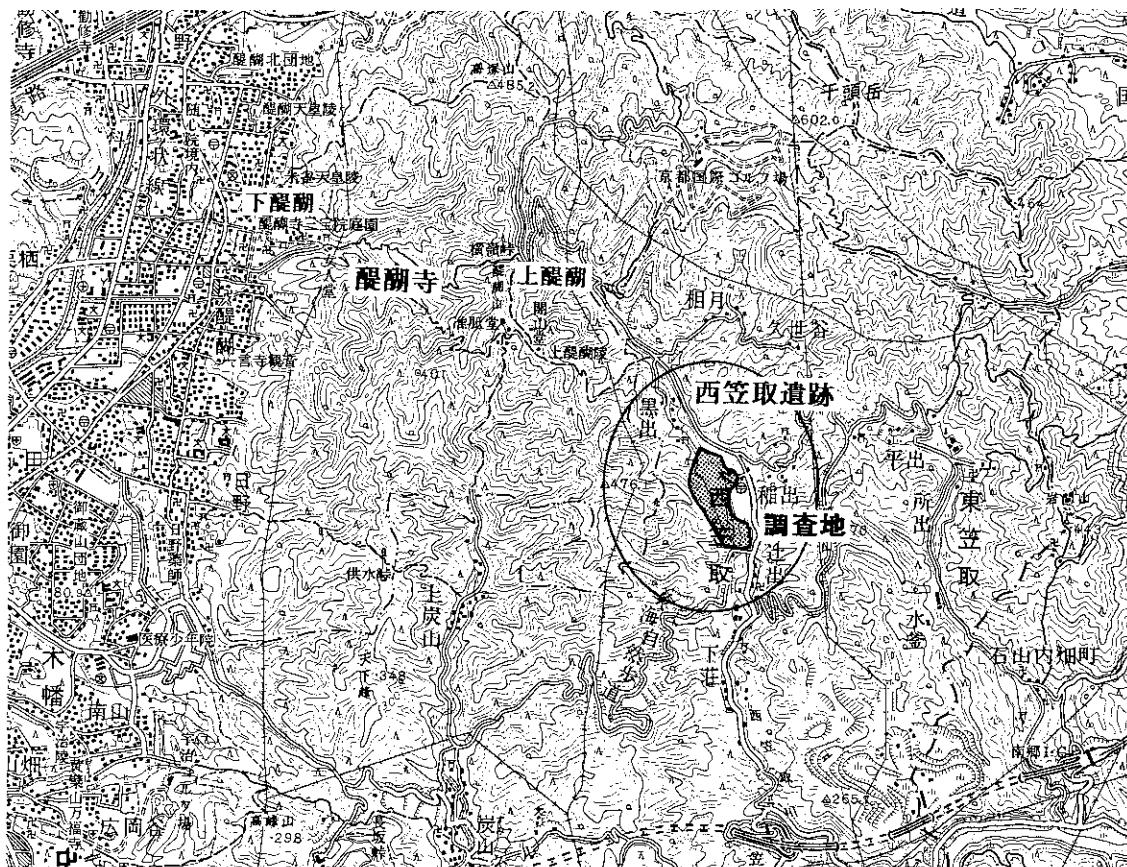
宇治市教育委員会

教育長 谷 口 道 夫

例　　言

1. 本書は、平成8年度に実施した、宇治市野外活動センター建設に伴う西笠取遺跡の発掘調査成果の概要をまとめたものである。
2. 本書は宇治市教育委員会が刊行する『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』の第42集にあたる。
3. 本発掘事業に関係する期間・体制は下記のとおりである。

発掘主体者　宇治市教育委員会
発掘責任者　宇治市教育委員会 教育長　岩本昭造
発掘担当者　同 社会教育課 文化財保護係 主事　浜中邦弘
発掘事務局　宇治市教育委員会 参事　岡本茂樹
　　　　　　同　社会教育課長　小西吉治
　　　　　　同　社会教育課 文化財保護係長　吉水利明
　　　　　　同　社会教育課主任　日原洋子
調査参加者　中村幸代・荒木浩一・小林俊之・新井朋哉・時実奈歩・久保千恵子



西笠取遺跡の位置と調査地

4. 本書が収録する遺物・関係資料は宇治市教育委員会が管理・保管している。
5. 本発掘調査の実施期間中に下記の方々から専門的なご指導・ご教示ならびにご協力をいただいた。(順不同・敬称略)
笠取小学校、金子好子、笠取地域のみなさん、醍醐寺、宇治市歴史資料館
6. 本書の編集は、宇治市教育委員会社会教育課文化財保護係が行い、実務を浜中邦弘が担当した。本書の執筆分担は下記のとおりである。

I・II・III・IV・V-A・VI 浜 中 邦 弘
V-B 中 村 幸 代 (京都橘女子大学学生)
余 滴 小 嶋 正 亮 (宇治市歴史資料館)

本文目次

I はじめに	1
II 位置と環境	2
A. 遺跡の位置と地形	2
B. 笠取の伝承・文化財	2
C. 笠取に残る醍醐寺関連遺産	7
III 試掘調査の概要	10
A. 調査にいたる経過	10
B. 調査の経過	10
IV 発掘調査の概要	15
A. 検出遺構	15
B. 出土遺物	30
V まとめ	35
(註)	36
笠取関係年表	37
余滴 巡礼道の道標—西笠取から東笠取へ—	42

I はじめに

本書は、宇治市教育委員会が宇治市西笠取地内において計画された宇治市野外活動センター建設に先立って実施した、西笠取遺跡発掘調査の成果概要である。

笠取地区は、上醍醐の東南、滋賀県大津市との県境に接する自然豊かな山間地帯に位置する。笠取は東西の2つに大きく分かれ、それぞれ東笠取と西笠取と呼ばれている。

この笠取地域の歴史は、古くは平安前期の9世紀中頃に溯る。この笠取地域の歴史を語る上で欠かすことのできないのが京都醍醐寺（世界遺産）である。醍醐寺の東側に近接する笠取は、醍醐寺の莊園（笠取西庄・笠取東庄）として平安中期からあらわれ、その後近世に至るまで受け継がれ、その後も醍醐寺と密接なつながりを持ちながら現在に至っている。笠取庄については、その莊園領主たる醍醐寺に文書を始めとする数多くの資料が残されており、このため笠取庄に関する諸研究は比較的多くなされてきた。しかしながら実地に基づくフィールドワーク的な研究についてはほとんど進んでいない。

今回の発掘調査は、笠取西庄内で実施するもので、莊園関連の施設や山間地帯における人々の暮らしの実際の有様が少しでも明らかになることを期待して調査を行った。



第1図 西笠取遠景（南から）

II 位置と環境

A. 遺跡の位置と地形¹⁾

宇治市は宇治市域を南北に貫流する宇治川を境にして、東側を宇治市東部、西側を宇治市西部と一般的に呼称される。笠取は宇治市東部の東北端に位置する。北は京都市、東は大津市と接し、広範囲にわたる山間地帯を有している。現在の笠取は、東笠取と西笠取の大きく2つに分けられている。西笠取は、笠取山地の中央を南流する西笠取川の河谷に点在する小さい集落群が展開し、概ねそれらを取り巻く山々から成っている。河川沿いに、比較的広がありのある平地部を有し、水田が広く展開している。東笠取は、そのほぼ中央を南流する東笠取川の浸食によって生じた両岸の傾斜地に小集落と田畠が展開し、そしてそれらを取り巻く山々から成っている。平坦地はほとんどなく棚田が非常に発達している。

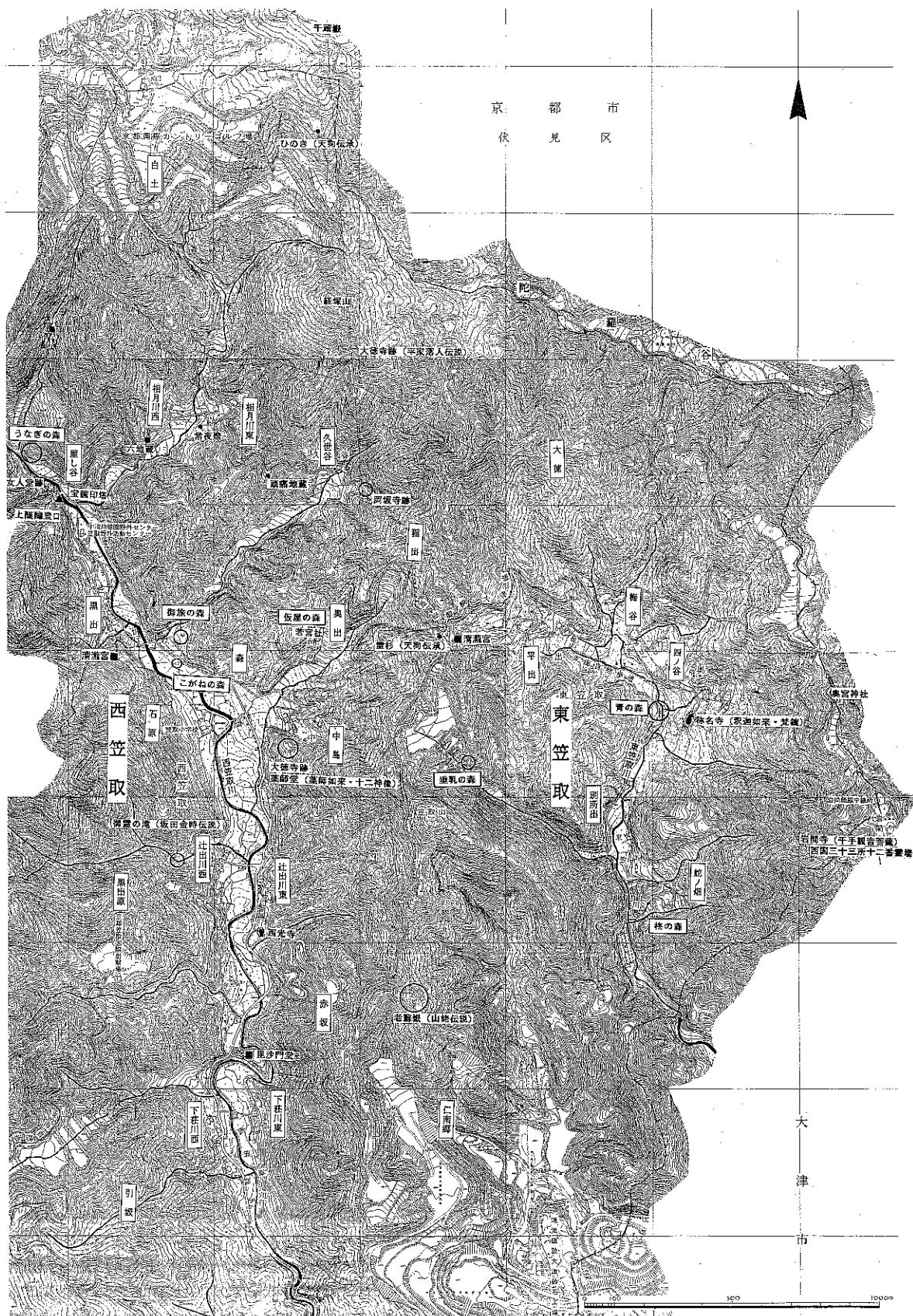
「笠取」の地名は、古くは現在よりもさらに広大な範囲を漠然とあらわした呼称であった。西笠取と東笠取を区切るようにして聳える標高370.5mの山を現在「笠取山」と呼ぶが、古くは醍醐山を含めたこの山間部一帯を「笠取山」として総称していた。和歌に数多く詠まれた「笠取山」はこの地域一帯のことをさしている。

B. 笠取の伝承・文化財

笠取地域にはいまもなお数多くの伝承が残されている。しかしながら、都市に人口が流入し、過密化していく一方、笠取ではその逆の過疎化が急速に進み、今まで伝えられてきた風習や信仰等の伝統的遺産が急速に失われつつある。こうした失われつつある遺産を残し、未来に伝えようと現在、地元の笠取小学校では地域学習の一環として、笠取地域に関する自然・歴史・民俗・伝承等をテーマにとりあげ、資料を精力的に収集して教材用の本(第3図)を作成し、それをもとにして子供達が自分達の住む笠取について学習することが行われている。こうした一連の教育実践が、地域との密接な繋がりをつくり、伝統的遺産を後世へ繋げる役目を果たすものと思われる。

ここでは、これらの資料とその先駆的業績といえる中森平次氏(当時笠取小学校校長)の『笠取地誌』(昭和33年)、そして『宇治市史』をもとに笠取に今に残る伝承等について箇条書き風に記していくこととする。なお地図上に概ね位置関係を示すことができるものについては第2図に書き記した。

七つの森 西・東両笠取に七つの森と呼ぶ森がある。森は老樹や巨岩などで構成されるが、その構成の有様は様々である。いずれにしろ山の神の依代として信仰の対象になっていたものと思われる。それぞれ名称があり、うなぎの森、御旅の森、こがねの森、仮屋の森、垂乳



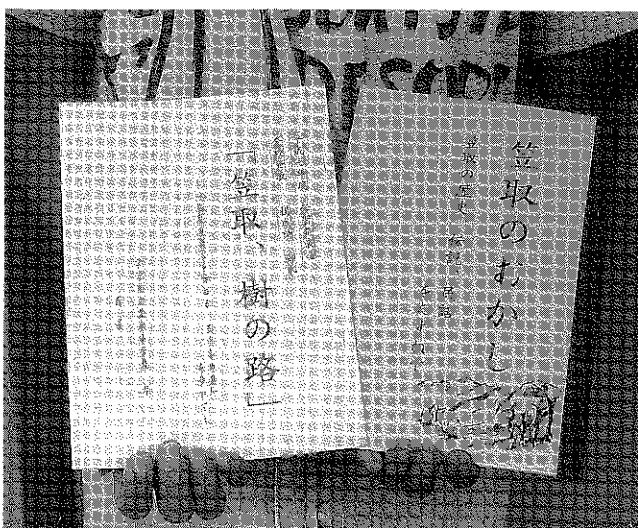
第2図 笠取の伝承・文化財関係図

の森、青の森、柊の森と呼ばれている。このうち垂乳の森、御旅の森に伝わる伝承についてみていく。垂乳の森は別所出の西、水釜の谷あいにある。樹齢400年の老齢な杉で、宇治市が指定した名木100選の一つに数えられる。この杉から滴る水を、乳の出ない婦人が飲むと、乳の出が良くなると伝えられる。御旅の森はこがねの森と同じく西笠取字森にある。名の由来は清龍神社の御旅所（祭礼の時、本宮から渡御した神輿を一時安置する所）からきている。かつては鳥居と社殿が南面して建ち、四宮と呼ばれていたようである。御旅の森は、大樹と巨岩によって構成されている。楓の大木があり、花山天皇が西国巡礼の際に笠をとって楓を賞美したとの伝えがある。岩の表面には無数の小穴がある。日照りが続くと岩の穴に牛の糞を詰め込み雨を願う風変わりな風習がかつてあった。

大徳寺（平家落人伝説） 笠取の東北部に「大徳」という小字があり、この地域にかつて大徳寺という寺があったという。その正確な位置関係については不明である。この寺の由来は、源平合戦の頃の平家落人伝説に行きつく。平清盛の家来内海善藤太が、平家滅亡の後、この地に隠れ住み、一門の菩提を弔ったという。その後の経緯は詳らかではないが、後に東笠取稻出に移転、近世末期に廃寺となった。現在は小堂が建ち、中にこぶりの薬師如来像と十二神将像等が安置されている。いずれも江戸期のものと思われる。

千頭嶽の大蛇 笠取の北端に千頭嶽という標高602 mのこの付近で最も高い山がある。この山に昔大蛇が住んでいたとされる。『洛陽名所記』（万治元年 [1658]）によると、後述する醍醐寺開創の聖宝が茶盞を取り上げたところ、大蛇の影が盞中の茶に映ったので、この大蛇が千頭嶽に封じこめられるように祈願した。すると、大蛇はたちまち千頭嶽の方へ去っていったという。

天狗 天狗が住んでいるという伝承が2カ所で知られている。一つは西・東両笠取を結ぶ



第3図 郷土資料（笠取小学校編集）

峠の頂点にある靈杉（腐朽）で、もう一つは西笠取の北端、京都国際カントリーゴルフ場内にあるひのきの大木である。

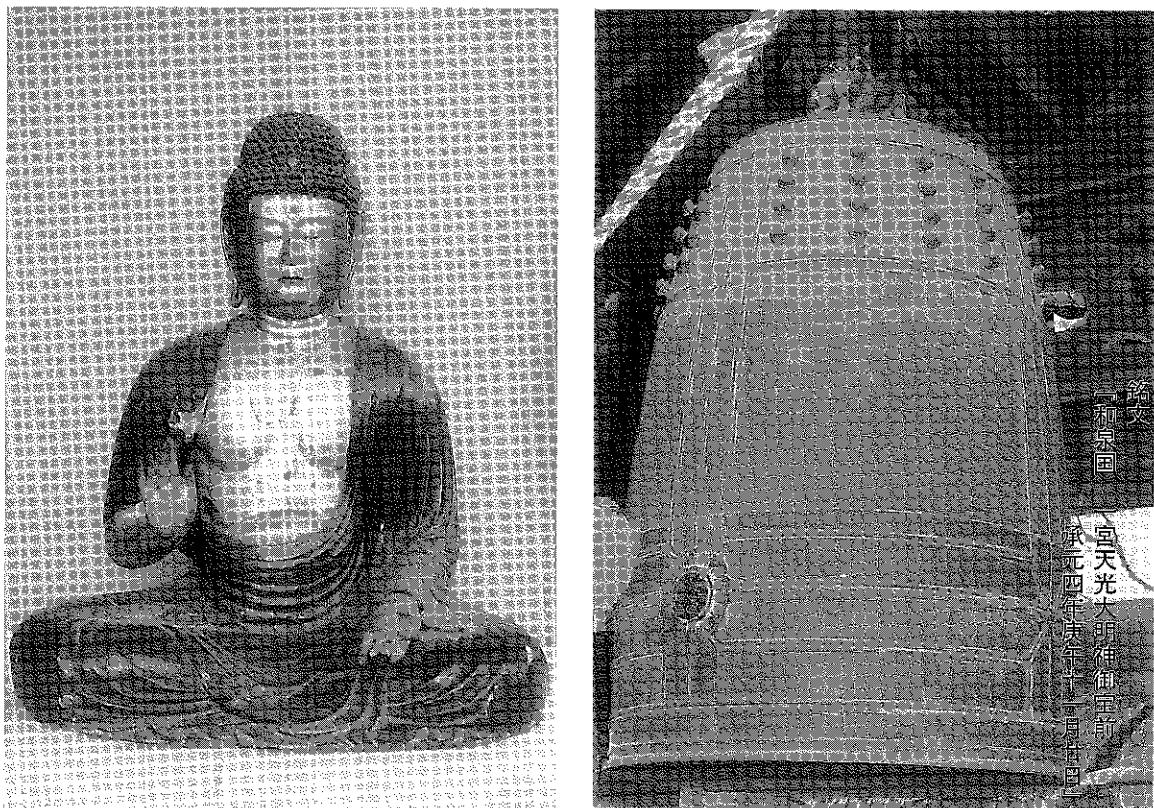
経塚山 西笠取相月の東方に標高約485mの独立して聳え立つ山があり、経塚山と呼ばれている。近江国に疫病が流行した時に、西笠取の人々が僧を招請して祈願したところと伝えられる。山の名の由来は経塚築造に起因するものであろう。



第4図 こがねの森（西から）



第5図 御旅の森（西から）



第6図 釈迦如来坐像・梵鐘（称名寺蔵）

老蘇嶽の山姥 西笠取の南端に標高318mの山があり、老蘇嶽と呼ばれている。この山におイソという年老いた山姥が住んでいたとされ、人々から恐れられていたという。この他民話が、「こがねの森」「田うえ地蔵」「炭山の田植地蔵」「狐にやった魚の話」「電気ぼちぼち」「氣いつけや」等数多く今日に語り伝えられている。

文化財としては、醍醐寺と関係するものについては後で述べるとして、それ以外では東笠取の称名寺（元弘元年[1331]円性上人の開創とされる）にある釈迦如来坐像と梵鐘、そして石仏が主に挙げられる。（第6図）

釈迦如来坐像²⁾ 寄木造。漆箔。彫眼。像高89.1cm。両手先が後補であり、当初から釈迦如来であったかは定かではない。薬師如来の可能性もある。仏像の諸特徴から平安期後期のものと考えられている。宇治市指定文化財。

梵鐘 承元4年（1210）の鋳出銘がある。宇治市内では、平等院に次ぐ古い梵鐘である。総高117.1cm。口径64.5cm。身高90.3cm。竜頭高22cm。この梵鐘は、もとは和泉国一宮大鳥神社（堺市）にあり、その後山科勧修寺八幡に移り、称名寺に伝わってきた。重要文化財。

石仏は山中各所に点在しながら数多く埋もれているということを地元よりお聞きした。しかしながら所在地不明のものが大半で、全体的な状況は把握できなかった。確認できた中では、いずれも江戸時代以降のものと理解できた。

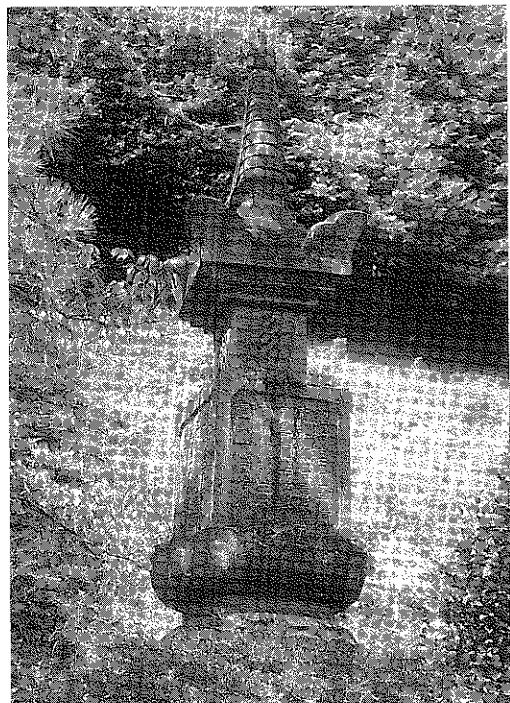
C 笠取に残る醍醐寺関連遺産

笠取地域は、平安時代より醍醐寺の荘園「笠取庄」として江戸時代に至るまで関係を持ち続けたことは再三述べられてきたとおりである。笠取地域を語る上で不可欠な重要要素であるものの、ここでそれをまとめるのはかなりの労力を要するため、最後に添付した年表からその推移や実態等をみていただくことにして、ここでは醍醐寺の略史^{③)}と笠取に残る醍醐寺関連の遺構についてみていくこととする。

醍醐寺は山科盆地の南方、笠取山（醍醐山）から西側の山麓に至る非常に広い地域に位置する。寺は山上と山下の大きく2つに分けられ、一般に前者を上醍醐、後者を下醍醐と称している。真言宗醍醐派の総本山で、「古都京都の文化財」として平成6年度に世界遺産に登録された寺院である。桜の名所であり、豊臣秀吉主催の「醍醐の花見」は余りにも有名である。醍醐寺の草創は、古く九世紀末に理源大師聖宝（832～909）が後に上醍醐と呼ばれるようになった笠取山山頂に准胝・如意輪両観音を祭り、草庵を営んだのが始まりという。聖宝は真言宗の僧侶で、天智天皇六世の孫にあたり、空海の実弟真雅（801～879）に師事し、南都で教学（三論宗・法相宗・華嚴宗）を学んだとされている。『醍醐寺縁起』（平安時代末成立）には創建に関わる次のような説話がある。聖宝が普明寺において仏法相應の靈地を祈願したところ、五色の雲が笠取山になびいたので登ったところ、故郷に帰ってきた心地がしたので、精舎を建てようとした。そこに一人の翁があらわれ、聖宝が翁に精舎を建て仏法を広めたいというと、翁は「私は地主神の横尾明神だが、この地をあなたに献じ長く守護しよう」といって姿を消したという。

その後、延喜七年（907）には醍醐天皇の御願寺となり、醍醐天皇以下3代にわたって下醍醐に壮大な伽藍が整備されていった。平安後期には醍醐源氏の帰依を受け数多くの子院・堂・塔が建立された。中世においても幕府・朝廷との深い繋がりの中で隆盛し、応仁・文明の乱で多くの堂舎を失うも、その後豊臣秀吉の庇護を得て復興が企画され、以後江戸時代を通じて修驗道の一大寺院として発展を遂げていった。

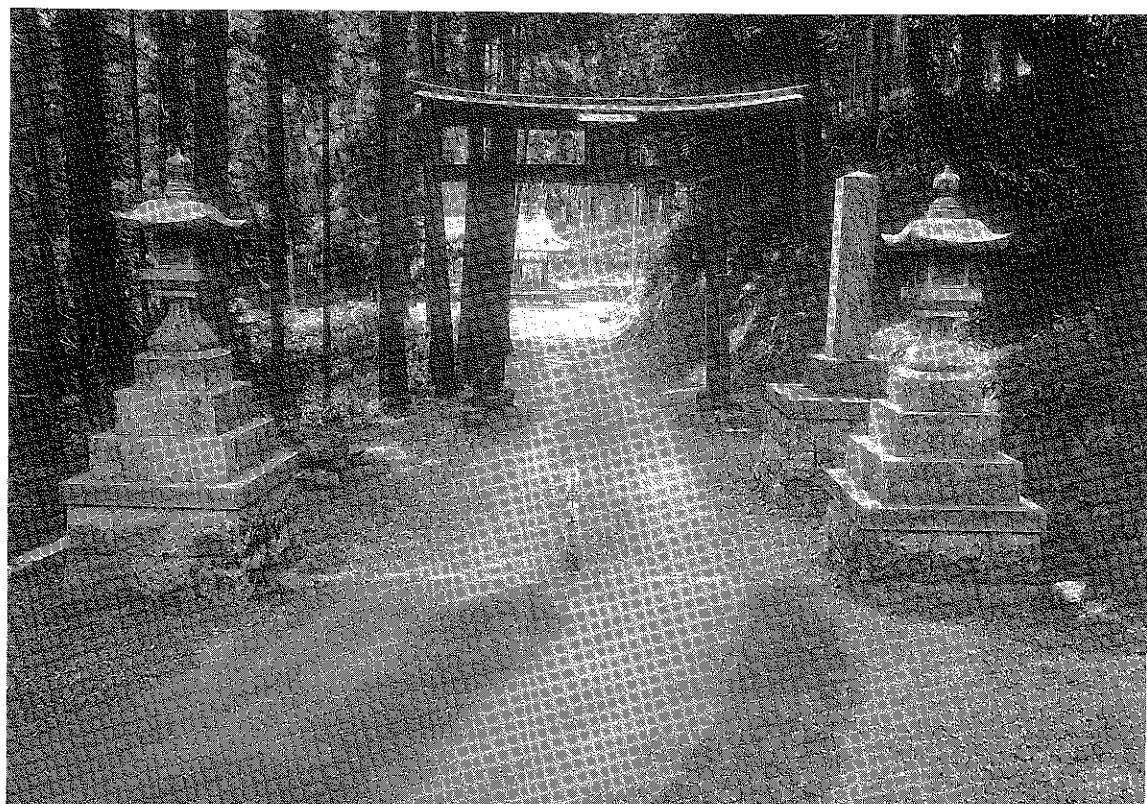
笠取地域にはこの醍醐寺と関わりをもつ主な遺産が、4つ残っている。西・東両清瀧宮、地元で「ほーけんとう」と呼ばれている宝篋印塔、そして横尾の毘沙門堂である。



第7図 宝篋印塔（東から）



第8図 西清瀧宮（東から）



第9図 東清瀧宮（北から）

清瀧宮（第8・9図） 西・東笠取それぞれに鎮坐する。清瀧宮は上・下両醍醐に鎮座すし、醍醐寺の守護神として信仰されている。笠取のはその分社であろう。清瀧権現が祭られている。清瀧権現は女体の龍神で、空海が中国長安青竜寺の鎮守神を日本に勧請したのが始まりとされる。『醍醐寺縁起』には、この清瀧と聖宝との関係が記されているものの史実性には乏しい。醍醐寺清瀧社の創立については諸説あり定かではないが、平安後期の11世紀後半には確実に存在していた。笠取の現清瀧社本殿は、いずれも17世紀後半から18世紀初頭の頃に造立されたものである。創建時期や造立の由来等は定かではないが、『宇治郡神社明細帳』には東笠取の清瀧社は嘉暦3年（1328）に創建されたと記されている。東笠取の清瀧宮は西笠取から東笠取への峠よりやや下ったところに位置する。西笠取の清瀧宮は西笠取黒出集落の南端の西側山腹に位置する。本殿の横には現在御靈社が鎮座する。

宝篋印塔（第7図） 笠取から上醍醐に登るその登山口付近に、地元では「ほーけんとう」と呼ばれている非常に立派で巨大な宝篋印塔が1基建っている。塔身の左側面から背後にわたって隸書体で法華經の宝篋印陀羅尼經の一節が書かれている。塔身の右側面は銘文が刻印され、その銘文から享保18年（1733）に醍醐寺の僧によって造立されたことが伺い知れる。

毘沙門堂 下庄の北辺に横尾山と呼ぶ小丘があり、この山上に毘沙門堂がある。毘沙門天を本尊とするもので、秘仏である。創建は不明だが、応永32年（1425）に第74代醍醐寺座主満済（1378～1435）が横尾毘沙門へ参詣したことが彼の日記『満済准后日記』に記されており、15世紀前半には確実に存在していた。また、毘沙門堂が当時の醍醐寺の上層部が詣でるほどのものであったことが伺える。

以上、4つの事例を述べてきたが、最後に醍醐寺と関わる可能性がある西笠取清瀧宮本殿横に鎮座する御靈神社について簡単ながら触れておきたい。御靈神社は、明治維新の頃に現在地に遷祀されるまでは、辻出川西と黒出原との小字界付近の山腹にある滝（御靈の滝と呼ばれる）の側に祭られていた。神殿には現在木造の男神像が二体おさめられている。平安時代後期と鎌倉時代の作品である。この御靈社と関連が想定される『醍醐雜事記』に興味深い記述がみられる。藤原国光朝臣が上醍醐觀音堂の燈明のための費用として近江国の正税を寄進し、長保2年（1000）になって清住寺の所領であった笠取西庄が觀音堂に近い位置関係にあることから、近江国の燈分料と清住寺領笠取庄が相博（交換）されることになった。ところがその直後、笠取庄内では疫病が流行し、多くの庄民が死亡して、相博の祟りと恐れられたという。御靈神社は疫神や非業の最後を遂げた人々の怨霊がもたらす災厄を鎮めるためにまつられた神社である。この疫病流行が御靈神社創建の契機になったと考えることもできるかもしれない。

III 試掘調査の概要

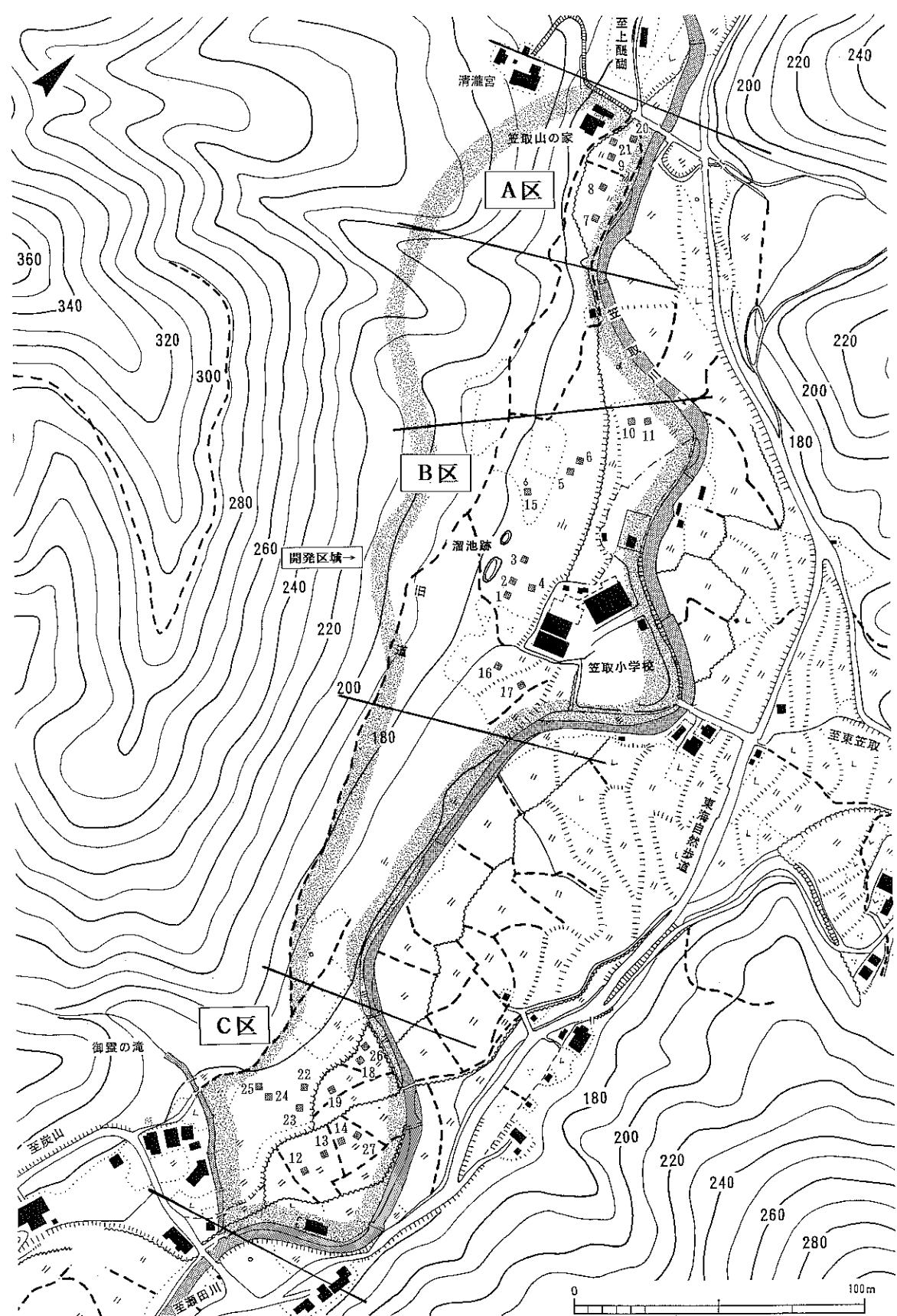
A. 調査にいたる経過

宇治市総合野外活動センターが建設される西笠取は、文献資料からは平安時代からその歴史が知られていたが、遺跡としての実態は全く把握されていない地域であった。宇治市では平地部については分布調査が概ね終了しているものの、山間部については未踏査でほとんど手つかずの状態であり、このため笠取地域も発掘調査の前段階としての分布調査をまず最初に実施する必要性があった。しかしながら西笠取の範囲は広いため、まずは開発地内における遺跡の実態把握を中心とする分布調査を実施することとした。今回対象の敷地面積は9ヘクタールと広く、また樹木が生い茂っているため十分な調査は時間の関係等もあって不可能と判断された。こうした中で、大きく3カ所（北からA区・B区・C区）にわたって遺構の存在が想定されるエリアがあり、まず最初にその地点を中心に試掘調査を行い、遺構の有無確認を主とする調査を実施することとした。

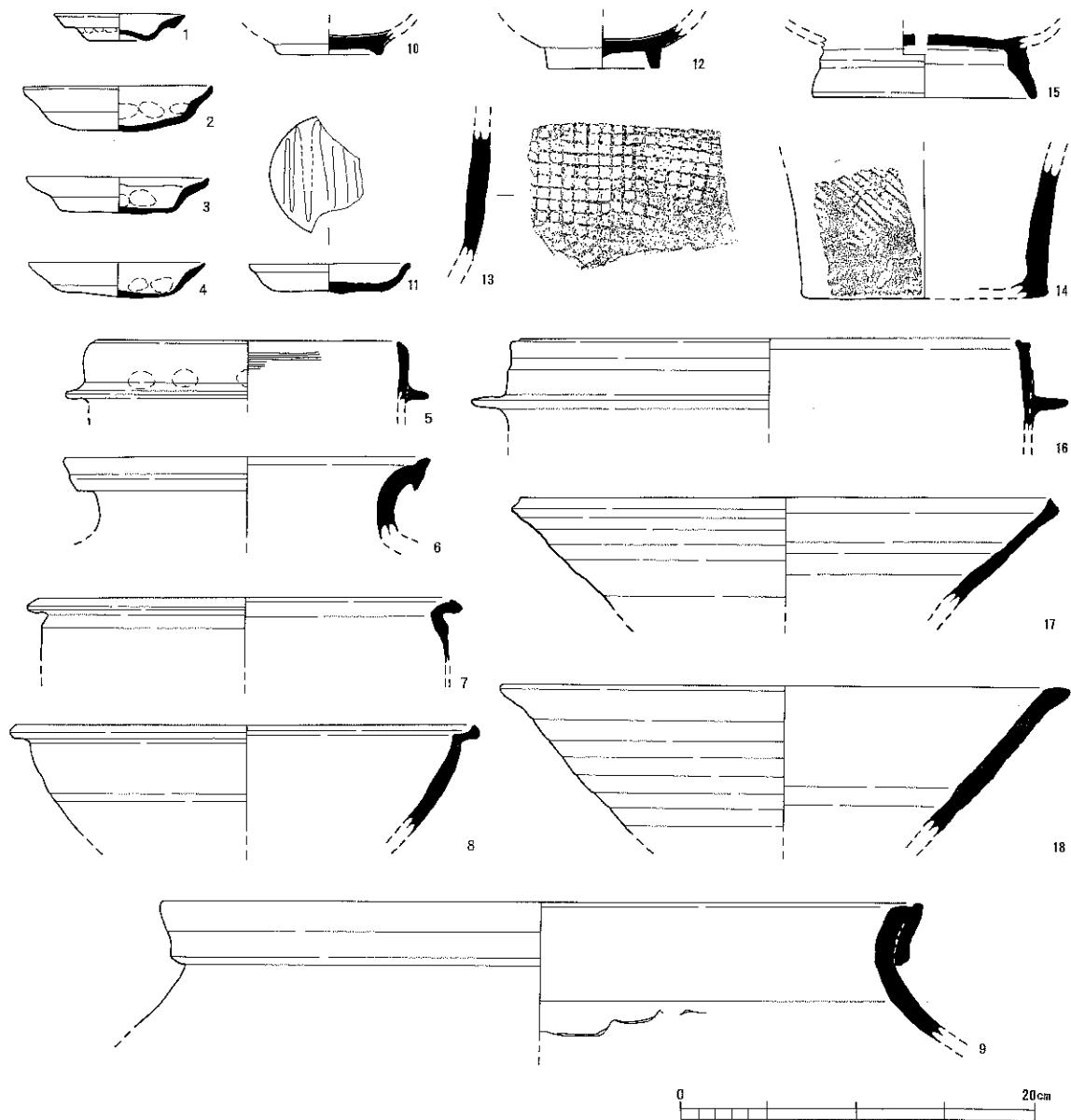
B. 調査の経過

試掘調査では、重機は使用せず人力による掘削を行った。1m×1mのグリッドを計27カ所にわたって設定し、遺構の有無確認を行った。グリッド番号は掘削した順番で1から順に付けていった。いずれのグリッドも顕著に遺構は検出されなかったが、遺物は少量ながら出土した。2グリッドにおいて遺物が比較的まとまって出土したので、この地点とその手前にあたる16グリッドを重機による面的な調査に切り替え実施した。試掘調査では前者を1トレンチ、後者を2トレンチとした。各トレンチ・グリッドから出土した主な遺物は下記の通りである。

1トレンチ出土遺物（1～9、15～18） 比較的まとまって遺物が出土している。1～4は土師器皿である。1は外反する口縁部に端部が肥厚するものである。口径7.4cm、器高1.5cmを測る。2～4が外反する口縁部に端部がわずかに面をもつものである。2は口径10.6cm、器高2.5cm、3は口径10.2cm、器高2.0cm、4は口径10.0cm、器高2.0cmを測る。15世紀後半頃と考えられる。5は瓦質羽釜の口縁である。口縁はほぼ直線的に立ち上がる。机上復元で口径17.0cmを測る。6は壺の口縁部である。外反する口縁部に端部は面を有するものである。7は鍋の口縁部である。口縁が「く」字状に折れ曲がり、端部が玉縁状を呈するものである。机上復元で口径23.4cmを測る。8は、口縁が「く」字状を呈する鍋状のものである。机上復元で口径26.0cmを測る。9は甕の口縁部である。口縁部縁帯が垂下して頸部と密着したもので、15世紀中頃と想定される。15は高台付き土師皿の高台部である。皿部の底部ほぼ中央



第10図 試掘グリッド位置図

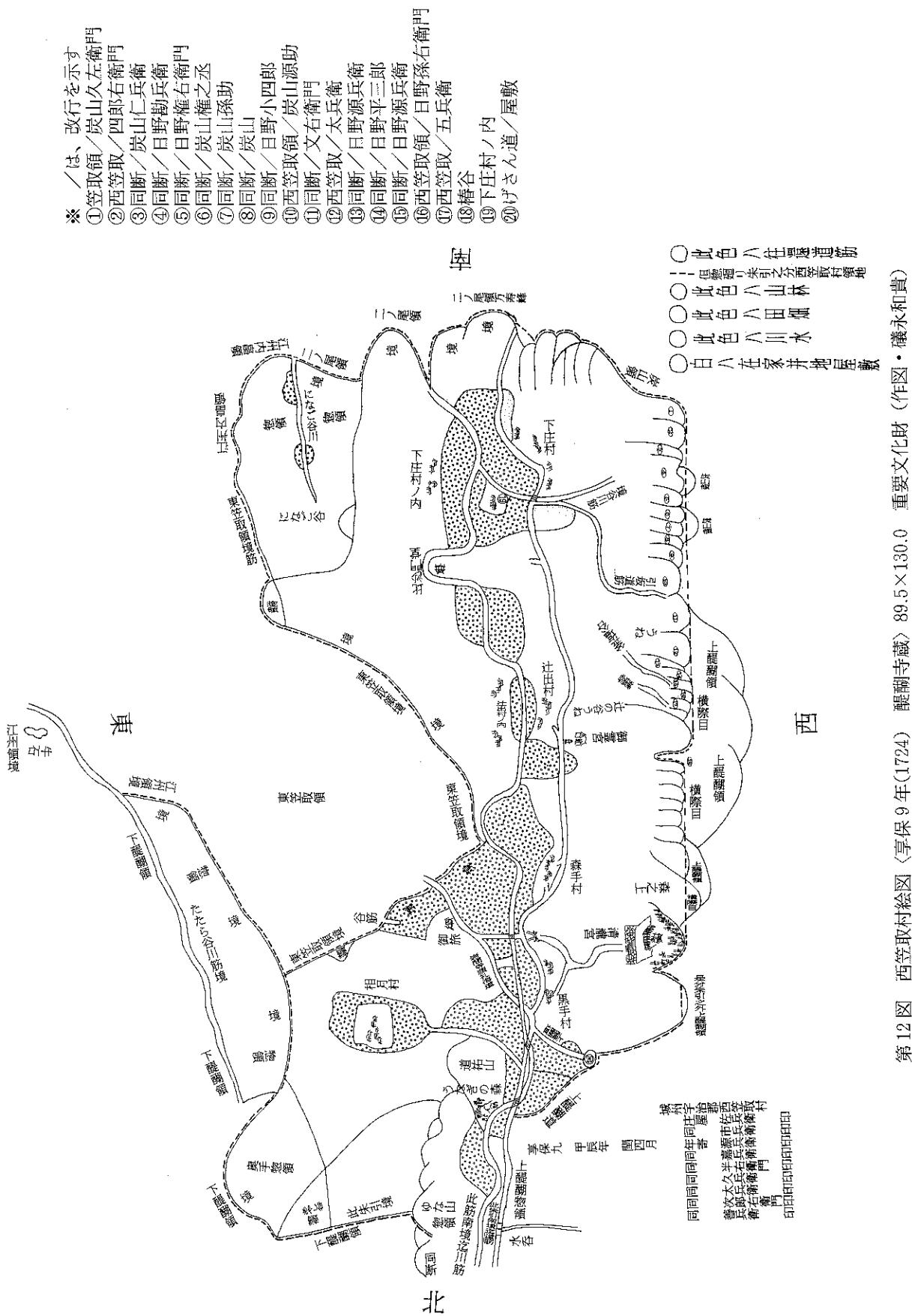


第11図 試掘トレンチ出土遺物

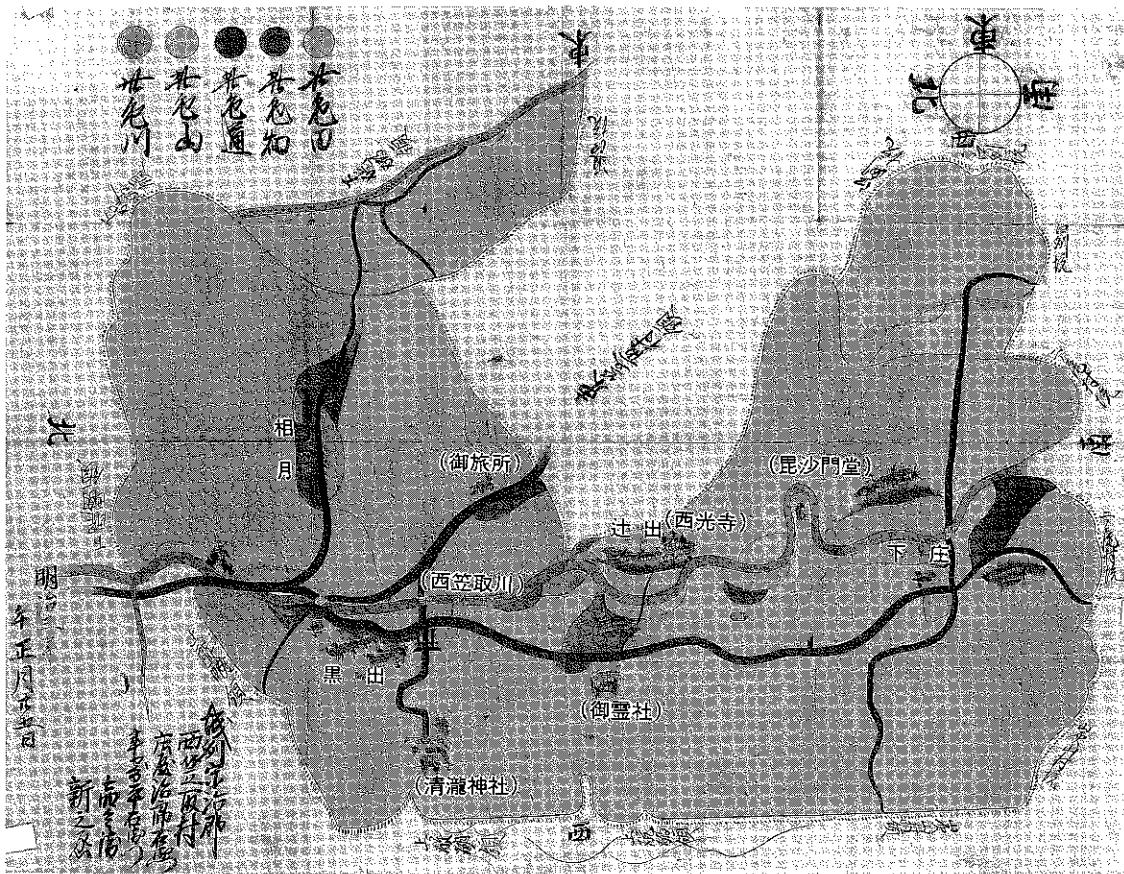
に穿孔がみられる。底径 12.6cm を測る。16 は瓦質羽釜の口縁部である。口縁が直線的に立ち上がり、端部は面を有する。机上復元で口径 28.0cm を測る。17 は捏ね鉢である。口縁端部が明瞭な面を有するものである。机上復元で口径 30.0cm を測る。須恵質。東播系か。13 世紀中頃か。18 も捏ね鉢である。直線的に外方に立ち上がる口縁部に、端部は面を有するものである。机上復元で口径 32.0cm を測る。赤橙色。胎土・色調等から信楽産と考えられる。14 世紀中頃か。

グリッド7出土遺物 (12) 白磁碗の底部。削り出し高台で、底径約 6.4cm を測る。

グリッド14出土遺物 (11) 瓦器皿である。口径 9.2cm、器高 1.6cm を測る。見込みにジグザグ状の暗文を施す。



第12図 西笠取村絵図（享保9年(1724) 醍醐寺蔵）89.5×130.0 重要文化財（作図・儀永和貴）



第13図 西笠取村絵図（明治3年（1870）宇治市歴史資料館蔵）54.4×70.5 ※（）は補注

グリッド18出土遺物（10） 青磁である。低い高台を有し、机上復元で底径5.4cmを測る。

グリッド21出土遺物（13） 須恵器甕の胴部片と考えられる。外面には格子状の叩きを施し、内面はナデにより仕上げている。

調査の所見としては、A・C区については12世紀から13世紀にかけての比較的古い遺物が出土したが、状況的には遺構が存在するような可能性は低いものと思われ、他所からの後世の混入の可能性が考えられた。B区の1トレンチが位置する平坦地においては遺物のまとまった状況から遺構の存在が考えられ、さらに面的な調査が必要と考えた。この付近においては、古絵図2枚から興味深い知見が得られている。まずは、享保9（1724）の年紀がある『宇治郡西笠取村絵図』（第12図）である。この絵図には大きく5つの集落の存在が記されている。その内今回の開発予定地内でみられる集落は「森手」である。18世紀前半頃に、現在の位置関係でみると笠取小学校西側の山腹付近に「森手」集落が存在していたと考えられる。すなわち1トレンチ周辺に「森手」集落があったとされる。現在、この「森手」集落はなく、明治3年（1870）作成の『西笠取村絵図』（第13図）においてもすでにみることはできない。明治3年以前に廃村したようである。以上のことを踏まえた、この一帯の発掘調査を行うこととした。

IV 発掘調査の概要

今回の発掘調査は、試掘調査から得られた成果をもとに計2地点（第1調査区・第2調査区）で実施した。笠取小学校背後の棚田上の一地点を第1調査区、さらに山中に分けいれた南北に走る旧道沿い東接の一地点を第2調査区とした。第2調査区では、設定したトレント（3トレント）から顕著な遺構は見つからなかったが、その周囲に屋敷地に付随する石垣や門跡と想定される遺構等が良好な状態で残っていた。第1調査区では、計2カ所（1トレント・2トレント）にトレントを設定し、2トレントでは顕著な遺構は認められなかったが、1トレントでは南北にはほぼ平行に近接して並ぶ石組遺構2列が確認された。

以下、ここでは遺構全体の残存状況が比較的良好な第2調査区3トレントから順に第1調査区1トレント、2トレントと遺構の説明をしていく。

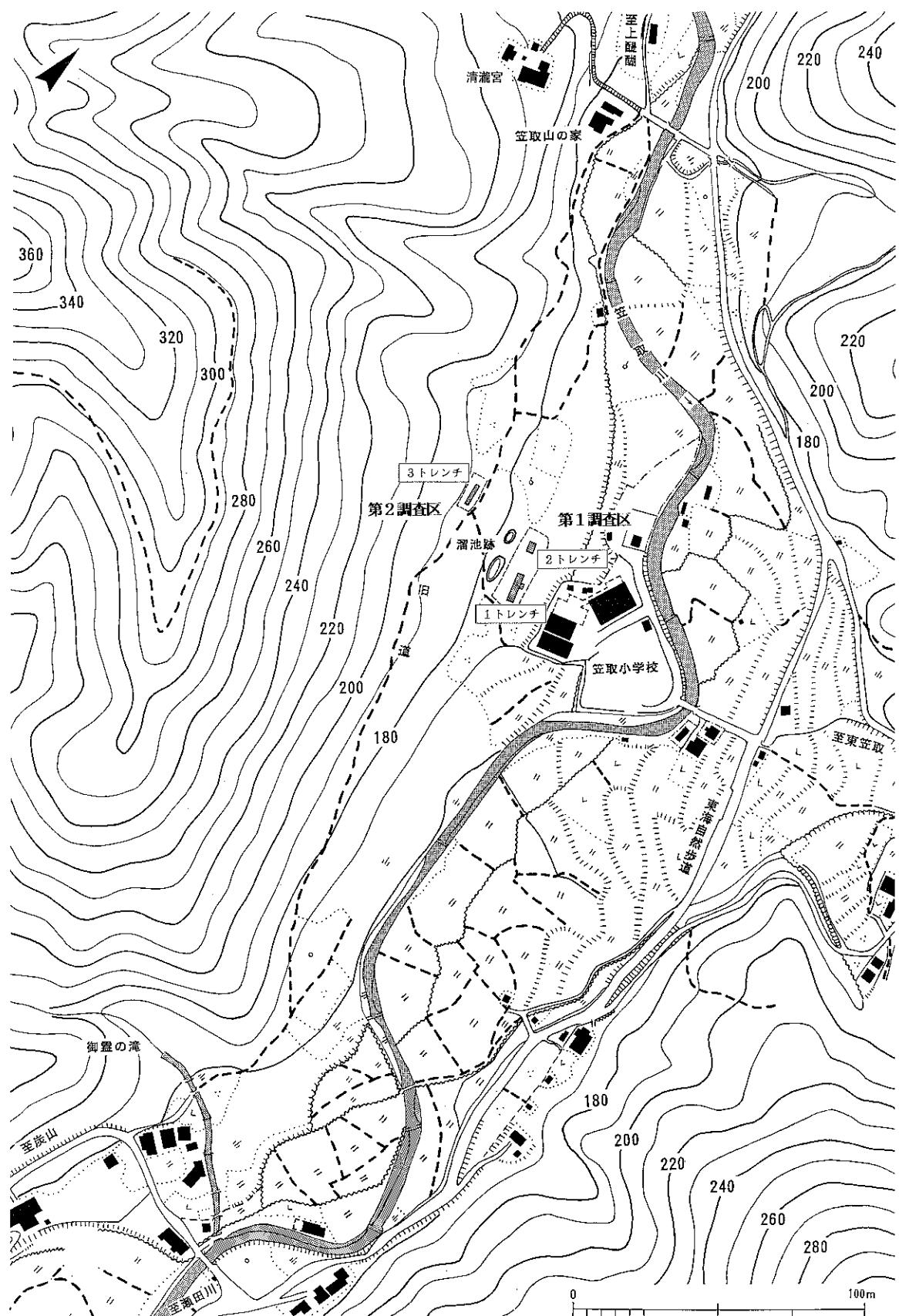
A. 検出遺構

第2調査区（第17～27図） 第2調査区は、踏査中に樹木が生い茂る中で石垣の存在が確認されたところである。

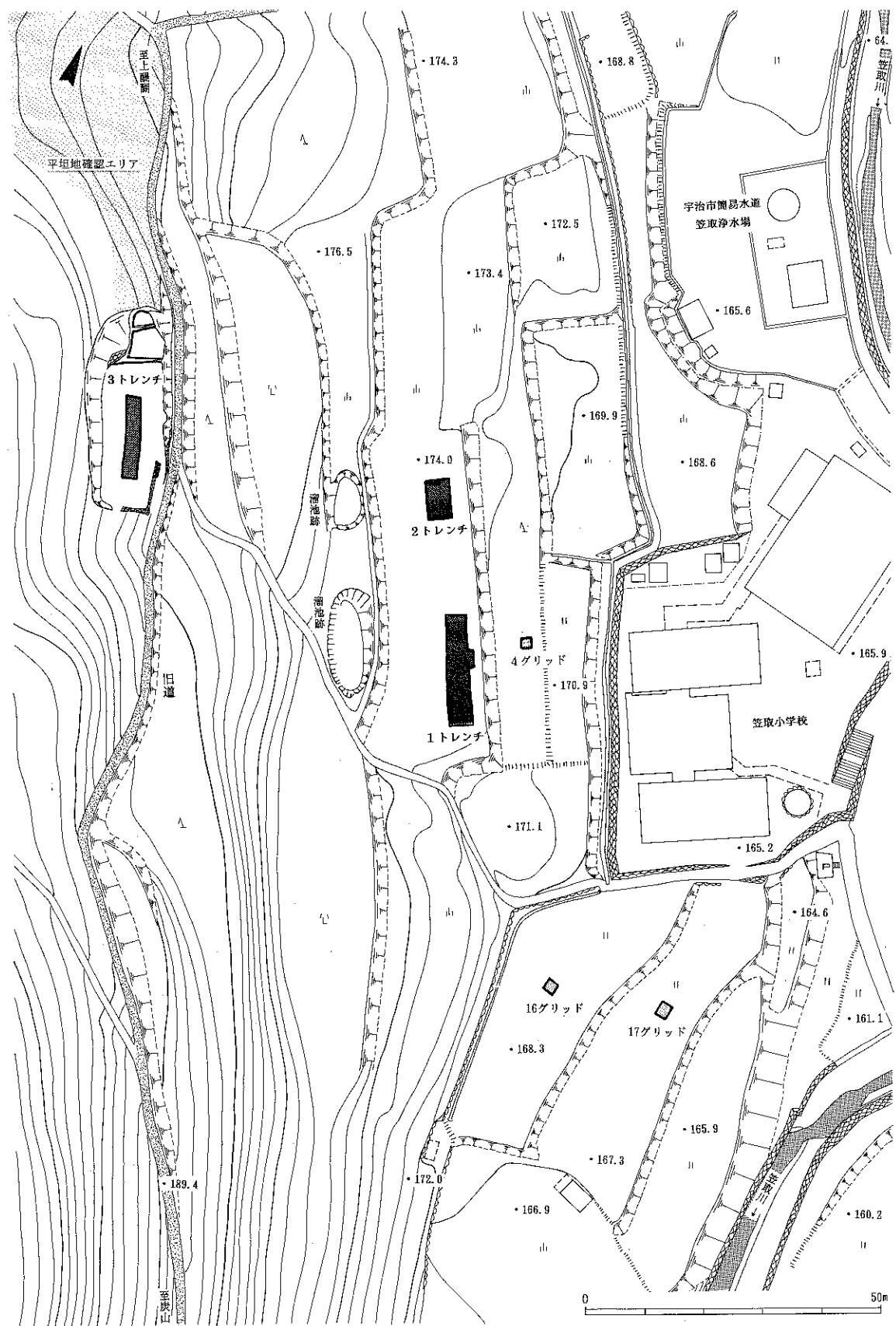
3トレント（第17～20図） トレントは平坦地の形状と同じく平坦地ほぼ中央を南北に細



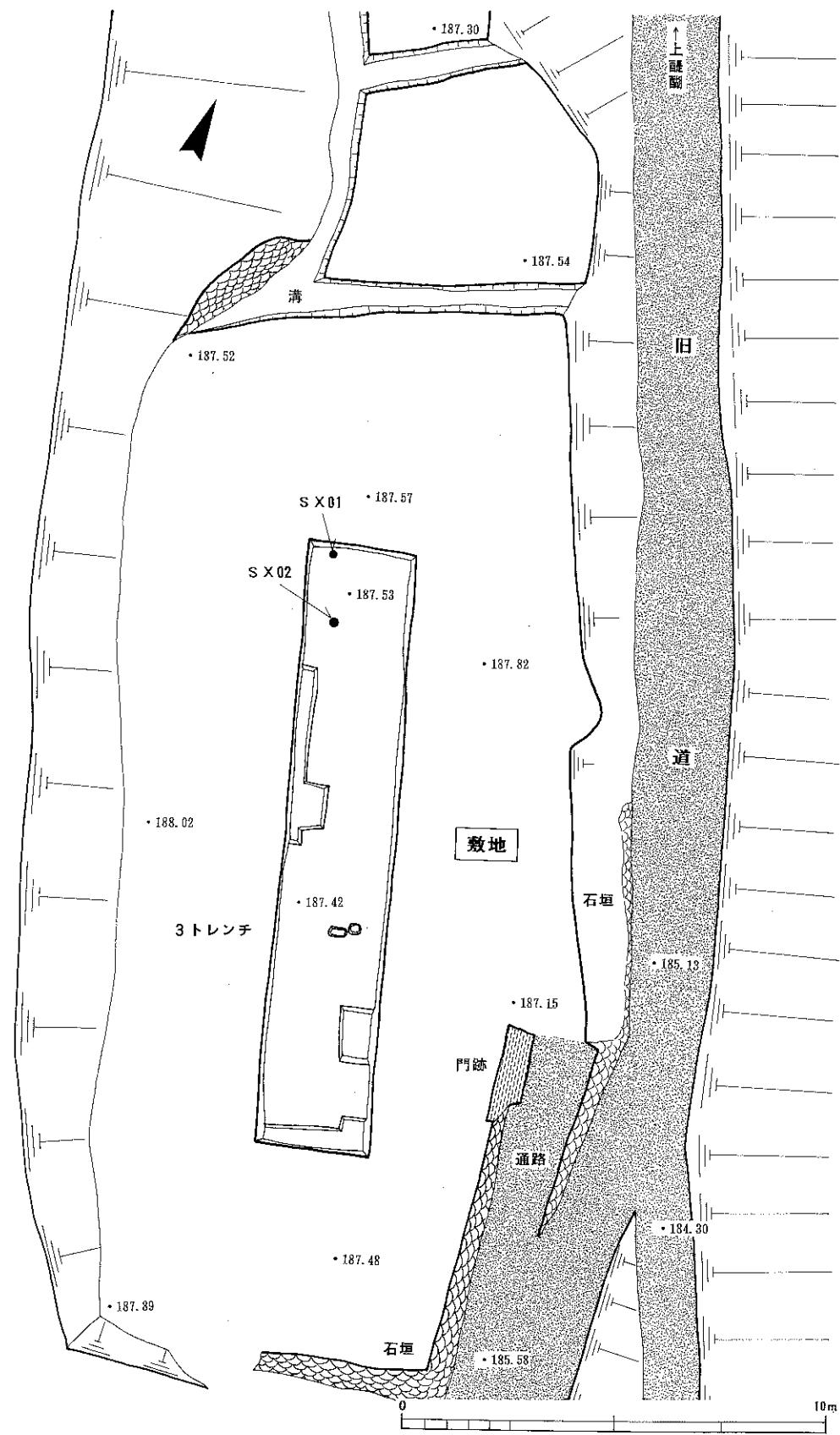
第14図 調査地の地形状況（東から）



第15図 発掘調査トレンチ配置図



第16図 調査地周辺地形図



第17図 3トレンチ平面実測図

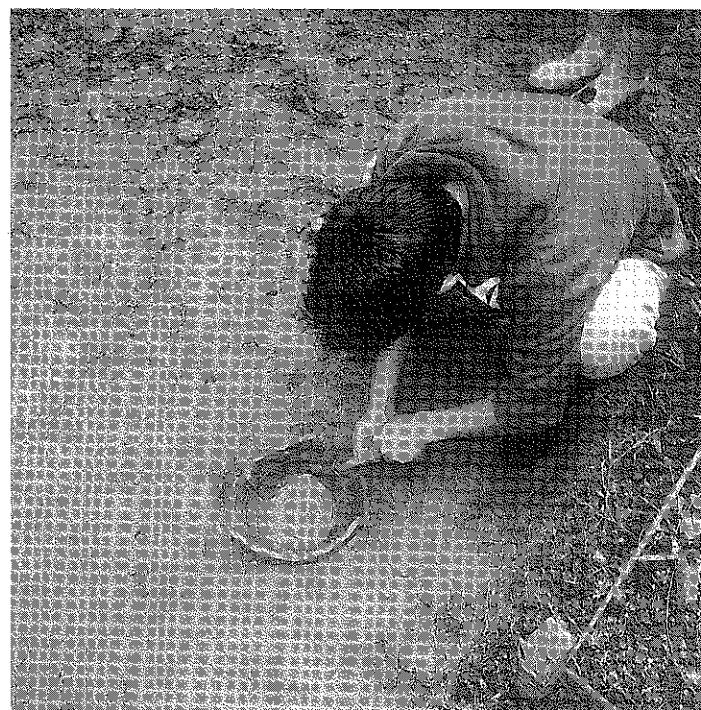
長く設定した。地表面から約30cm程下で表土層がなくなり、その下から褐色土層があらわれた。その土層上面付近で遺物がみられたため、その層を遺構基盤面と理解し発掘調査を行った。遺構は後述するが2ヵ所(S X01・02)しか確認されず、その他は全くみられなかった。しかしながら、わずかな遺構からも、ここに家屋がかつて存在したことを裏付けるには十分であった。その後、トレンチ壁面に沿って断割を行い下層の状況を確認したところ、この褐色土層は人為的な盛土であると判断された。敷地は、雑段造成によって造り出されているものと理解された。平坦面は東西10m、南北25mの250m²で、決して広いとはいえない。

S X01(第18図) 遺構の輪郭はおさえられなかったものの、周囲のトレンチ壁面の土層状況からみて本来は地中に埋納されたものと判断した。かわらけ2枚を使い、それぞれの口縁をあわせて貝のようにしたものである。肉眼観察では中には何も確認できなかった。非常に簡素な遺構である。民俗例にみられる胞衣を地中に埋納する風習との関連が想定される。

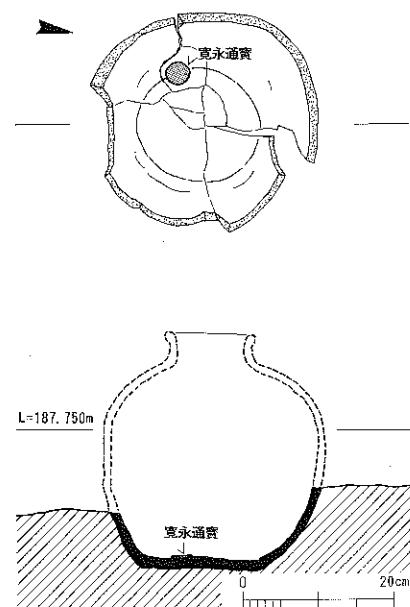
S X02(第19・20図) 埋甕で、トレンチ北西端より単体で検出された。出土状況から甕



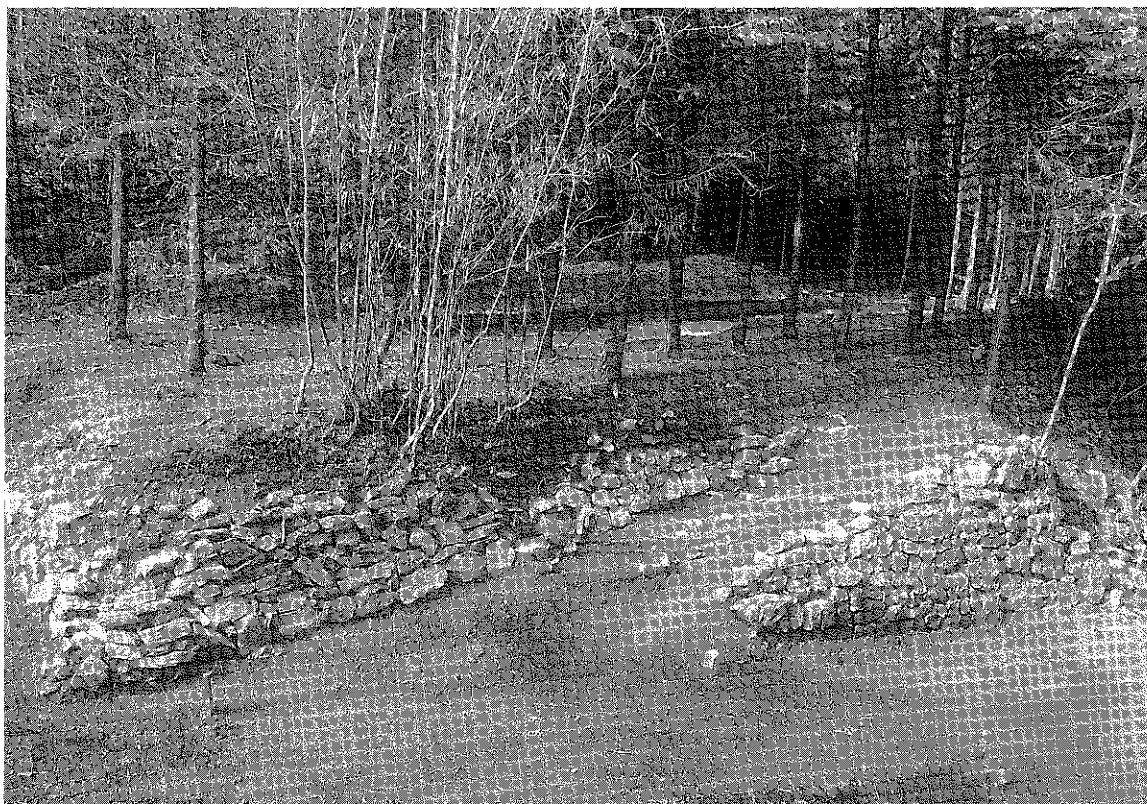
第18図 S X01検出状況（西から）



第19図 S X02検出状況（東から）



第20図 S X02実測図



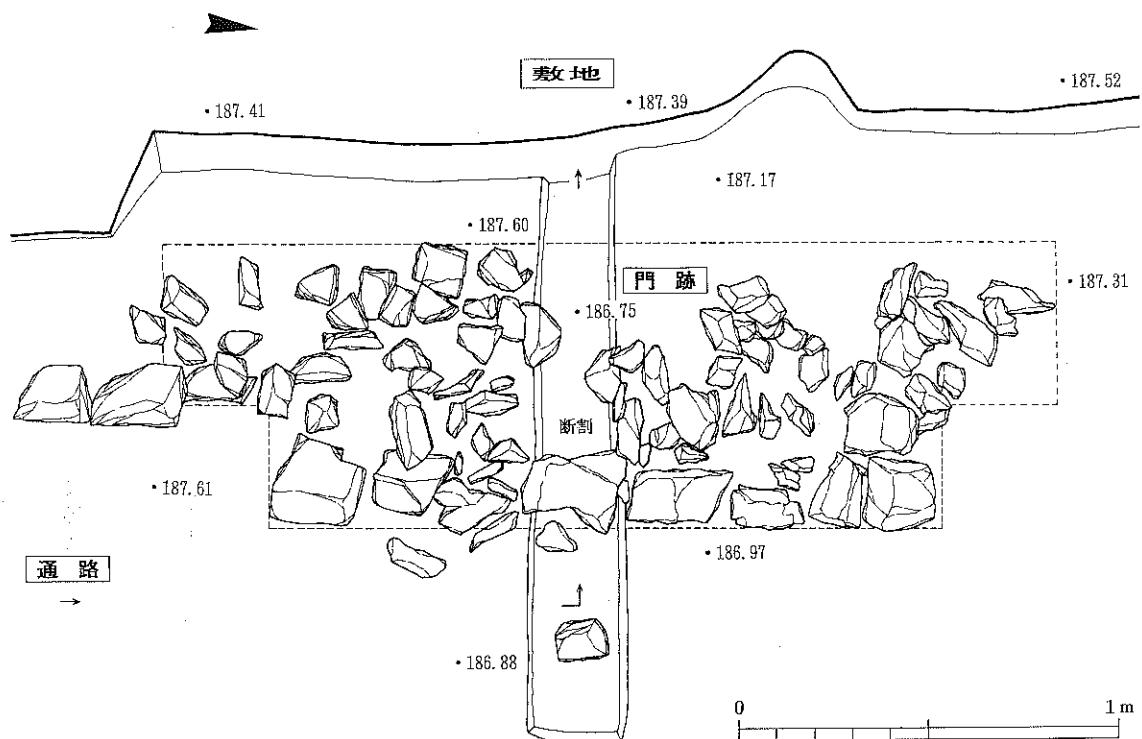
第21図 旧道から屋敷地に入る通路（南東から）

は下1／3程を地中に埋め込んで据え付けられていたものと考えられる。その他の部分は地上に露出していたようである。甕の上部半分程が甕内に破片となって落ち込んでおり、それらをもとに甕全体の形状が概ね理解できた。底部には「寛永通寶」が1枚表を上に向けて付着していた。この1枚が何を意味するのか（単なる偶然性か）は今後の課題である。

通路（第21図） 旧道から屋敷地に入る通路は、スロープ状となっている。その傾斜角は現状で、9°程である。屋敷の入口（門跡）に到達するまでに、比較的狭い踊り場が、1ヶ所スロープ西側に配された石垣基礎石の状況から確認された。踊り場は、旧道から上って後述する門跡までのほぼ中間にあたる。

門跡（第22・23図） スロープを登りきった所の東側に、礫が集積し、東端が南北ほぼ一列にほぼ均一な大きさの石が東側を面を揃えて併置しているのが確認された。位置関係及びその状況から考えて表門の地業礫と地覆石の可能性が考えられた。門は東を正面とするもので、地業規模は小さくその礫の範囲をもとにみると、門の基盤は幅1.8m、奥行0.7mとなる。門そのものも極めて小規模であったものと判断される。地覆石は、門正面にのみ配されていたようである。また礫の広がりから南北それぞれに張り出し状の遺構が想定され、その規模は張り出し長0.3m、幅0.4m程を測る。

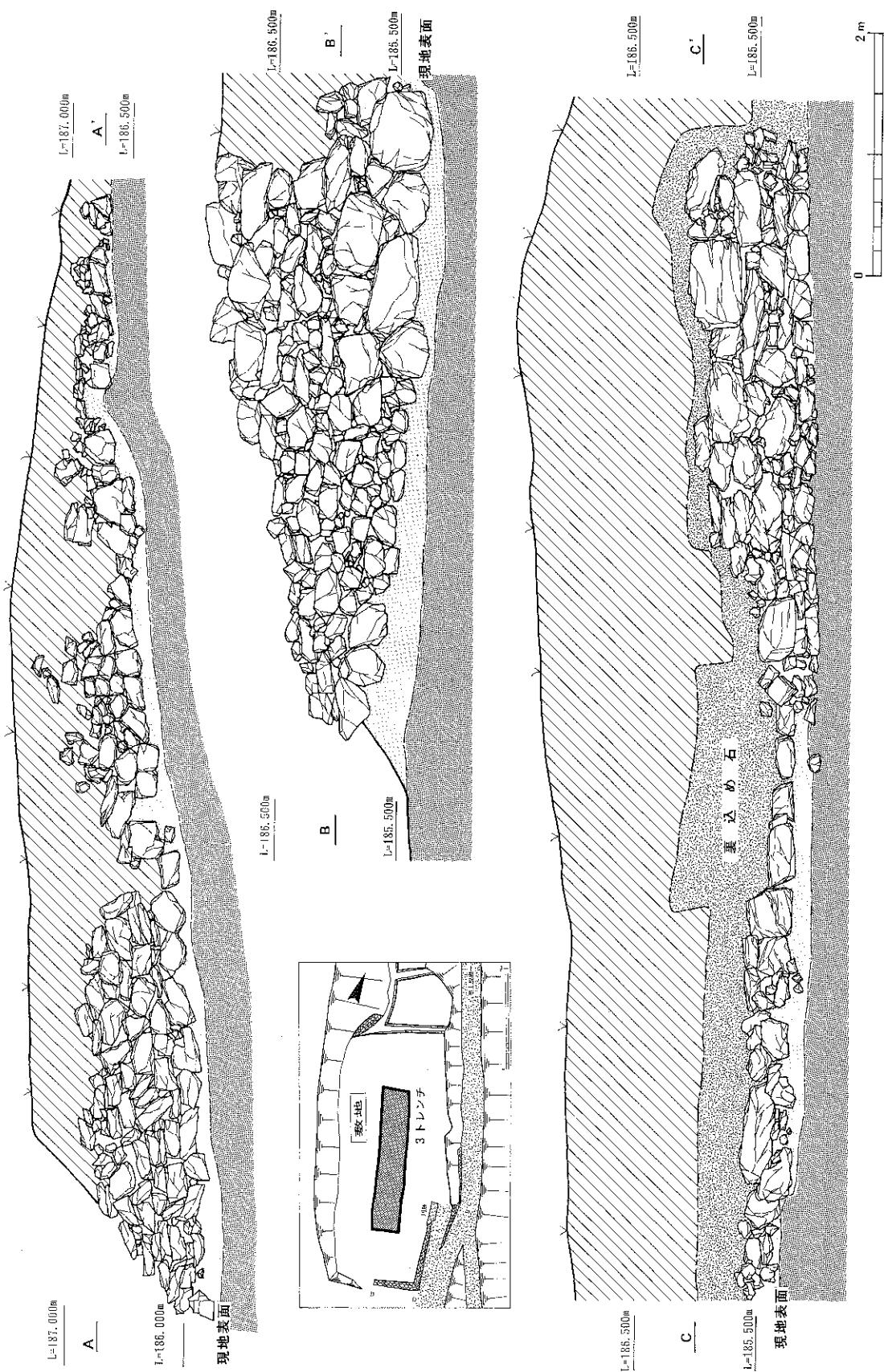
石垣（第24～29図） 石垣は、屋敷地の東側旧道沿い（南北列）と屋敷地の南側（東西）



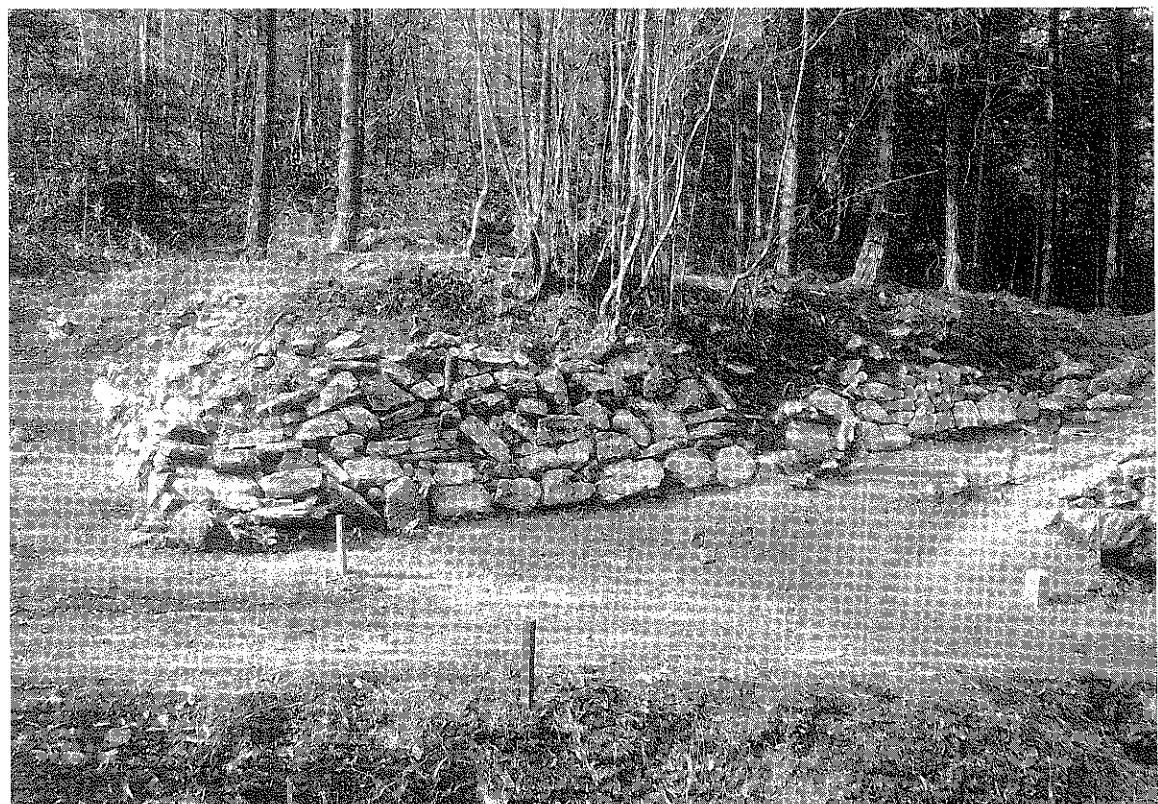
第22図 門跡平面実測図



第23図 門跡の検出状況（南東から）



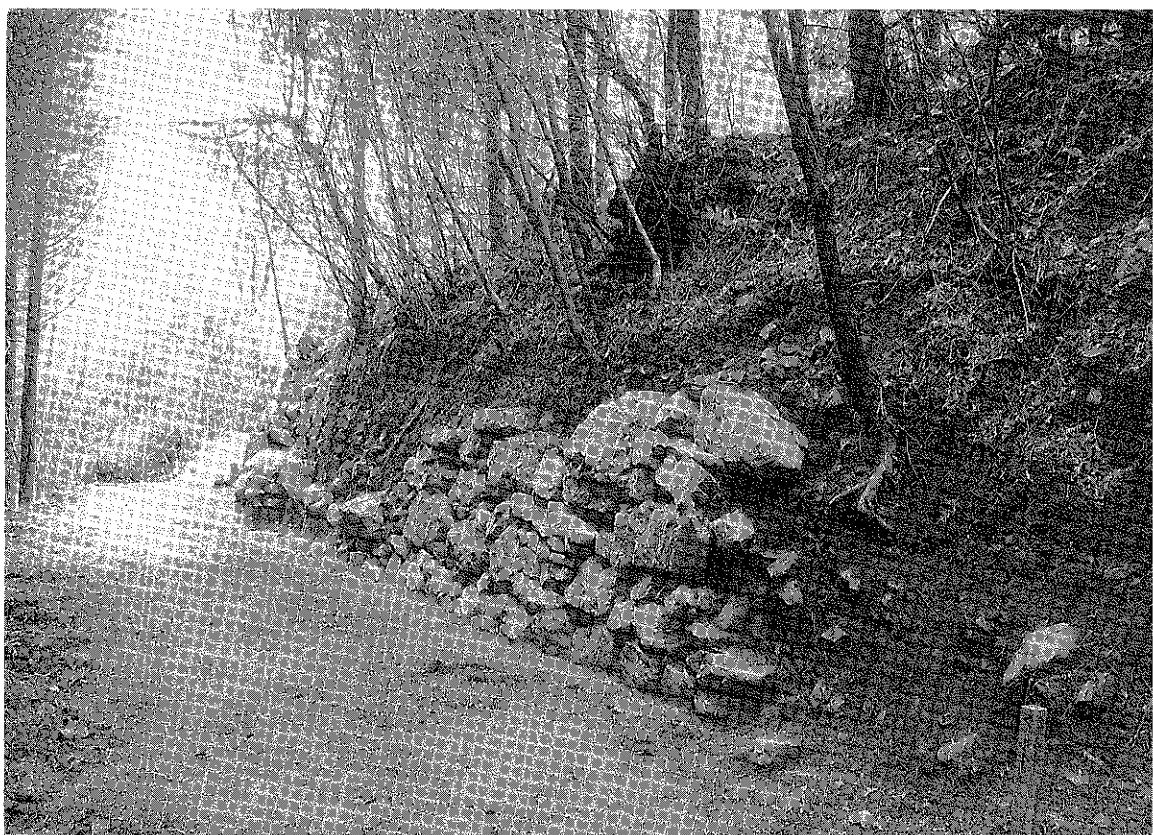
第24図 東側石垣(旧道に接する)立面図



第25図 東側石垣〔A-A'〕の検出状況（東から）



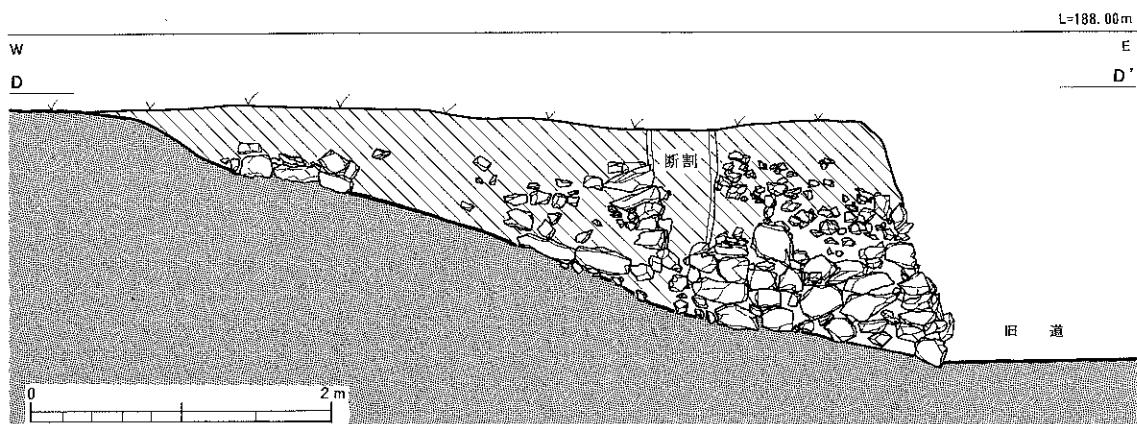
第26図 東側石垣〔B-B'〕の検出状況（東から）



第27図 東側石垣〔B-B'〕の検出状況（北から）



第28図 南側石垣〔D-D'〕の検出状況（南から）



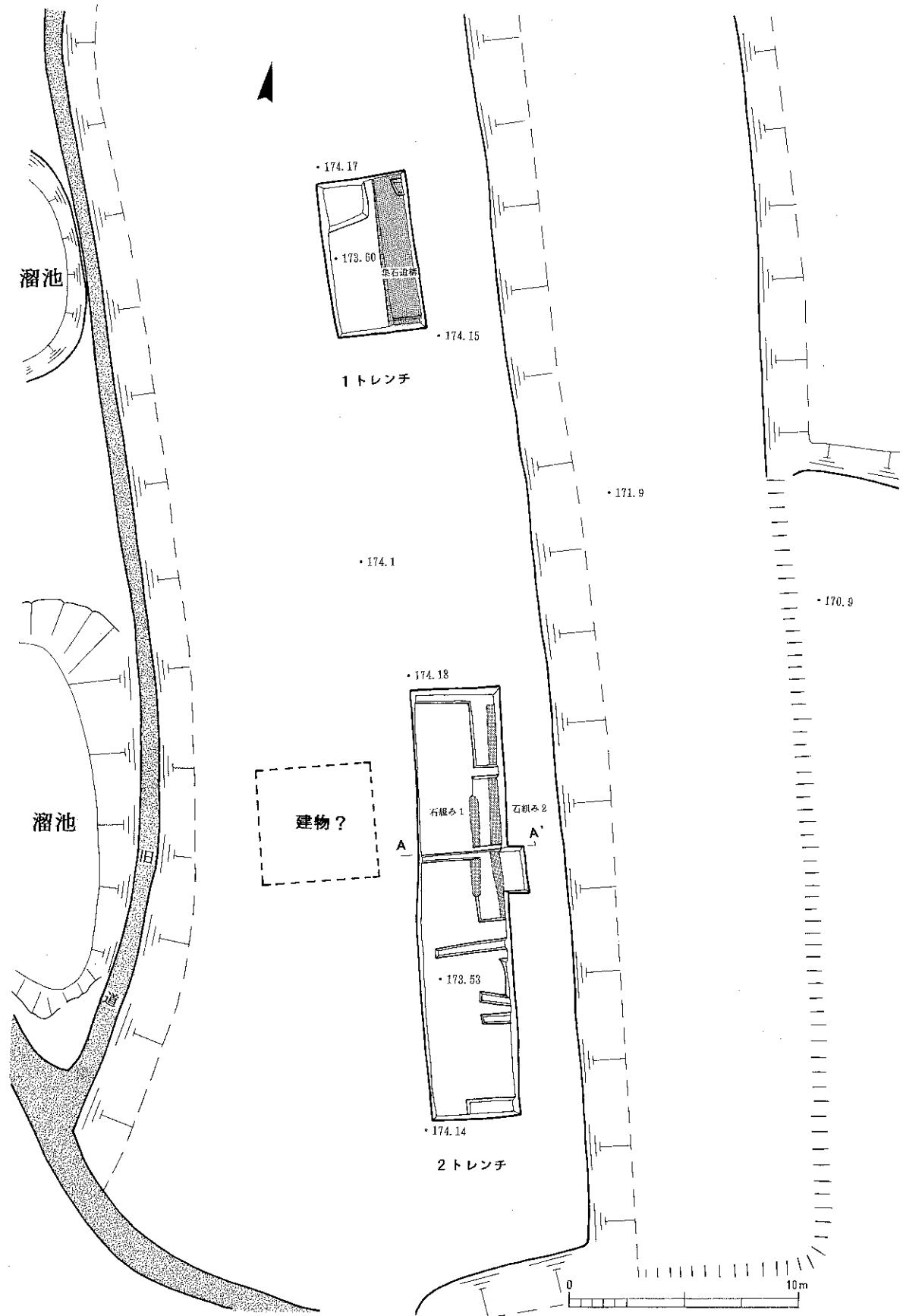
第29図 南側石垣立面図

の2ヵ所に展開する。屋敷地の入口部付近については比較的石垣の残りは良い。北側の入口付近から離れていくに従い石垣の高さは低くなり、ばらつきのある状態となっている。すでに破壊された結果なのか、もしくは当初から確固たる石垣が積まれていなかったのかは定かではないが、裏込石の状況からは、旧道地面から敷地平坦地までの下半分程はあったものと思われる。北端については定かではない。石垣の積み方は、基本的に野面積である。石垣の傾斜角は $80^{\circ} \sim 83^{\circ}$ である。使用された石材は、基本的に自然石である。大きさは大小様々である。石の積み方や配置状況から何回かの補修の跡が伺える。屋敷地の南側面の石垣はあまり人の目につかないこともあってか、小振りの見栄えの良くない石材が使用されている。屋敷地の南側でも旧道から屋敷地に向かって石垣に沿ってスロープ状の傾斜面があり、ここにはいわゆる裏口が想定できるのかかもしれない。

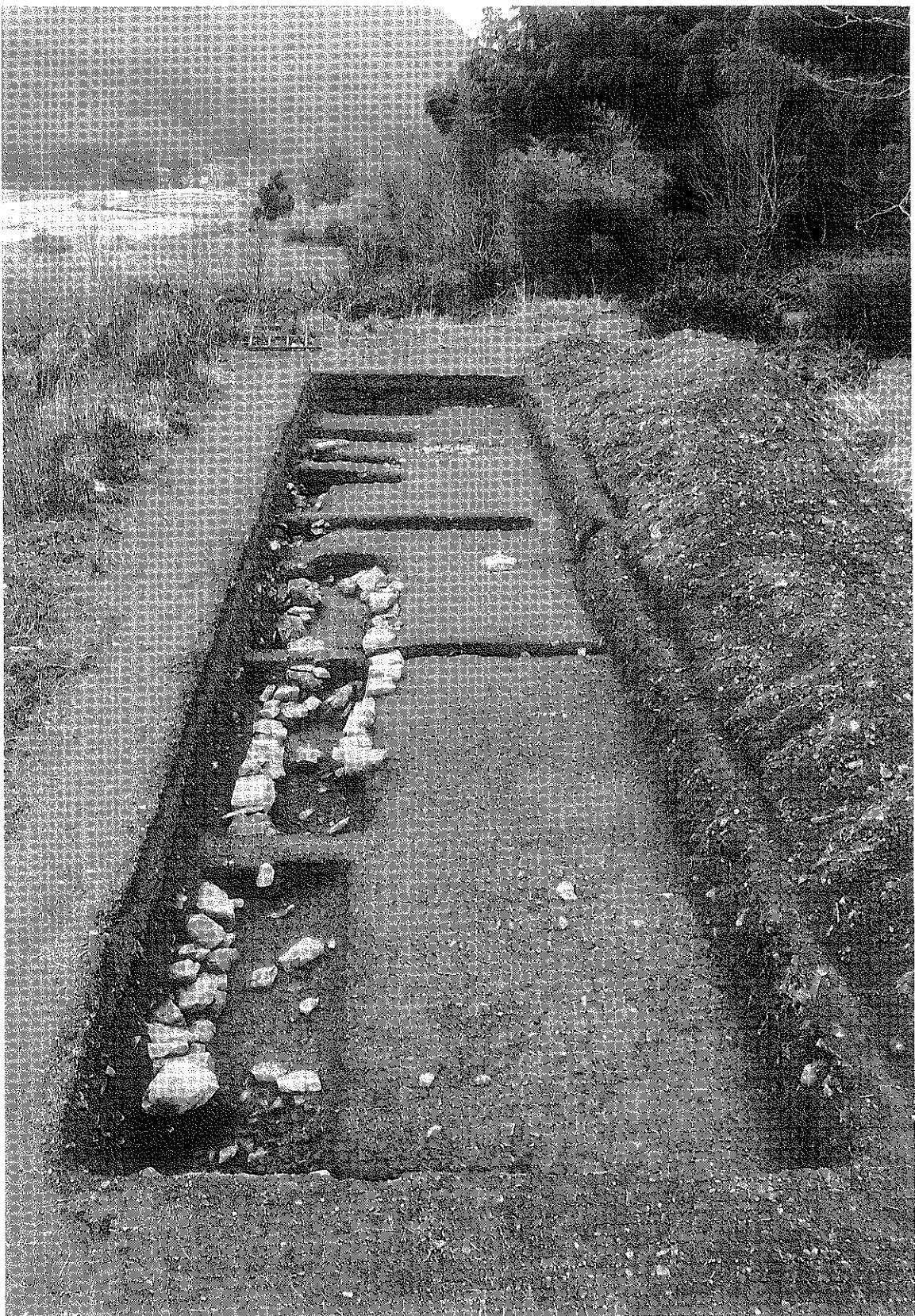
第1調査区（第30～32図） 現状での平坦面は南北約55m、東西約15mの概ね南北に長い長方形形状を呈し、その面積は 825m^2 と広い。試掘調査の際に遺物が比較的まとまって出土したのがこの平坦地である。現地に立つと西笠取の平野部が一望のもとに見渡すことができる。平



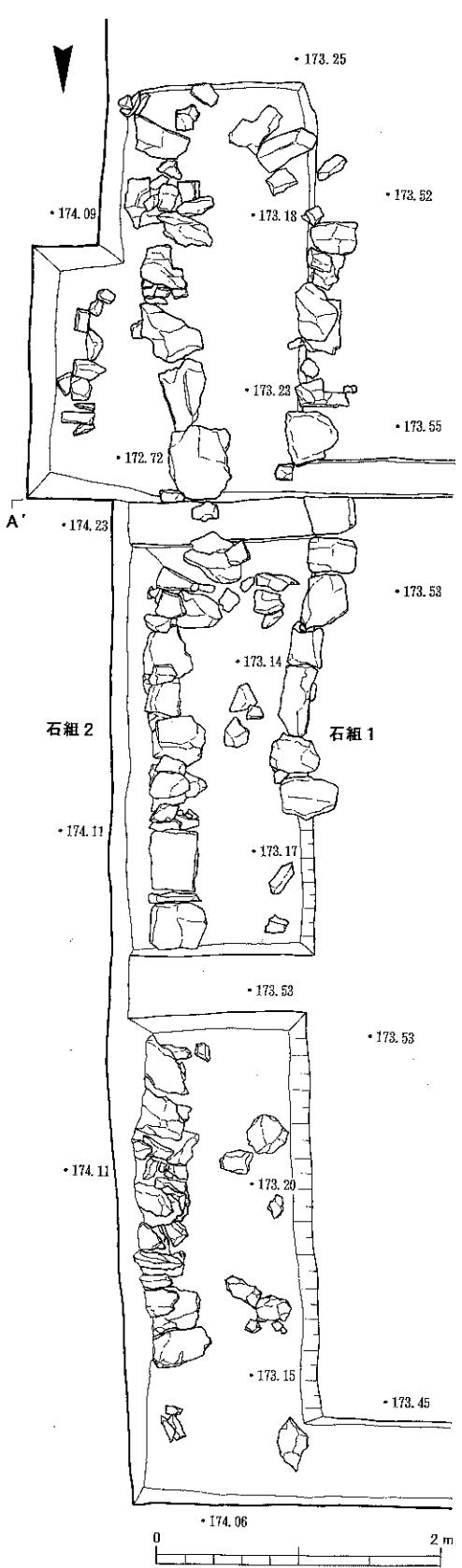
第30図 1・2トレンチの位置関係（北から）



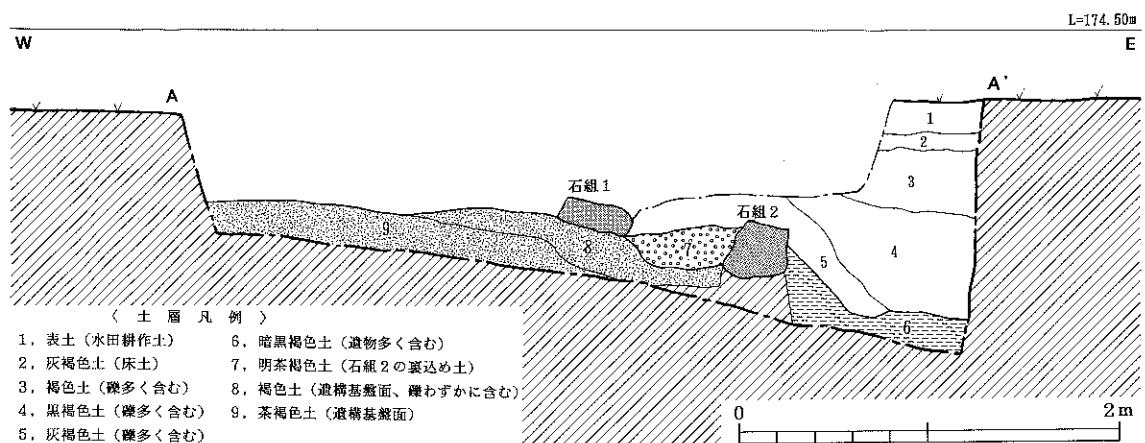
第31図 1・2トレンチ平面実測図



第32図 2トレンチ全景(北から)



第33図 2トレンチ石組1・2実測図及び写真(北から)



第34図 2トレンチ石組1・2の土層関係図

野部を挟んで、東の山腹には大徳寺跡が位置する。ここでは遺物の集中して出土した地点と平坦地北の状況を明らかにすることを主目的に2つのトレンチを設定した。前者を1トレンチ、後者を2トレンチとした。

2トレンチ（第32～34図） 地表面から50～60cm程下で遺構が確認された。主な遺構は、東側に面を揃えてほぼ平行に南北に並ぶ石組2列である。部分的に崩れたり、失われているものの概ね全体の状況は把握できた。石組2の方が比較的良く残っており、長さ9m程を測る。角張った石材で、大きさにはあまり統一性は認められない。石垣状に数段にわたって石が積み上げられたものではなく、一段積みである。地覆石ではないかと思われるが、建物に直接付随するようなものとは判断しがたい。いずれにしてもこの石組の西側に何等かの建物施設が存在していたものとここでは考えておきたい。石組1・2いずれも、同質の石材が用いられていることと層位的な状況から同時期に付設された可能性を指摘しておきたい。

この平坦地の背後（東側の山手）に比較的大きな溜池が南・北に近接して2つ存在する。現在は枯渇しほんど水はないが、本来はかなりの水量を保有していたものと思われる。周辺の地形から考えると、溜池は、掘削されて造られたものと考えられる。溜池の時期については、不明であるが、建物の背後に巨大な溜池を配置するとは考え難いので、平坦地にあった建物が廃絶した後に造られたと考えた方が理解しやすい。前述した3トレンチ一帯の旧道沿いに集落が展開するその頃が最も妥当ではないかと考えられる。

1トレンチ（第31図） このトレンチは、この平坦地の北端付近に設定したもので、1トレンチでの遺構確認ができたために、さらなる遺構の存在を想定して掘削を行ったものである。地表面から0.6m程下でトレンチ東側に、南北に続く集石遺構が確認された。幅は東側がトレンチ外になるため不明だが、現状で1.5m程を測る。深さは極めて浅く30cm程である。礫間に挟まるようにして、土器片が比較的多く出土した。その性格は不明である。

B. 出土遺物（第35～39図）⁶⁾

今回の発掘調査では、コンテナ箱にして9箱分の遺物が出土している。種類としては、土師器、瓦質土器、輸入陶磁器、国産陶器・磁器等があり、時代的には室町時代から江戸時代までのものである。第1調査区の1・2トレンチでは主に15～16世紀、第2調査区の3トレンチでは主に17～18世紀のそれぞれ異なった時期の遺物が出土している。以下、各遺物についてトレンチごとに述べていくこととする。

第1調査区1トレンチ（第35～37図）

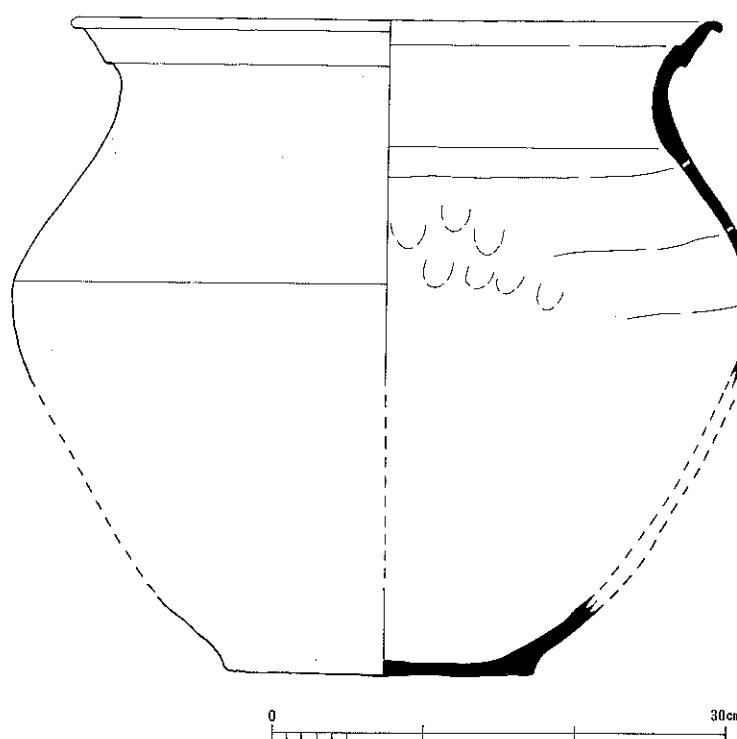
1トレンチ暗黒褐色土内出土遺物（第35・36図）

土師器 2～17は土師器の皿で、コンテナ箱にして5箱分程の量が出土しているが、残りの良いものが少なく、図化可能なものは極めて少ない。いずれの破片も煤の付着痕は全く認められない。まず最初に法量でみていくと大小2種類（以下大型品・小型品）に概ね分別できる。その出土比率は、仮に口縁部分の破片数で計測してみると、概ね大：小=1：9の割合となった。小破片はカウントに入れておらず、小型品が多く見受けられることについて異存なかろう。まず小型品からみていく。

小型品（2～14）は、口径7.2～8.8cm、器高1.4～1.8cmを測り、口径7.6cm前後、器高1.5cm前後のものが基本的に多く見受けられる。色調は淡褐色ないし褐色を呈する。いずれも内面の底部周縁に1条の圈線が巡る。小型品は口縁部の形状から大きく2タイプ（A・

B）に分かれる。Aは強く外反するタイプ（2～4）でBは緩やかに外反するタイプ（5～14）である。Bタイプはさらに端部の処理によって2種類に分別できる。この他、細片で詳細は不明だが、白色系の「へそ皿」とも想定できそうな破片も出土している。

大型品（15～17）は、口径は14.0～15.4cm、器高は2.4cm前後を測る。外反する口縁部に端部を丸くおさめるものである。外面は軽く一段ナデが施される。色調は小型品



第35図 1トレンチ暗黒褐色土内出土遺物実測図（1）

と異なり白色系を呈する。

以上の諸特徴から、これらの遺物は15世紀後半から16世紀中頃までの間におさまるものと思われる。

瓦質土器 18は瓦質で体部が球状を呈する壺形土器とも呼ばれるものである。口縁部は内湾して窄まり、端部は明瞭な面を有する。内面にハケ調整がみられる。机上復元で口径は15.6cmを測る。20は、瓦質の羽釜である。ほぼ垂直に立ち上がる口縁部に端部は面を有する。内面はハケ調整がみられる。鍔は短くほぼ水平にとりつく。内外面いずれもに煤が付着する。

国産陶器 1は甕である。口縁部は外反し、内面にある段状の受け口部分は浅く縁帯の下顎がなくなっているものである。底部は偏平で、体部は中程よりやや上で最大径がくる。内面には粘土紐接合痕や指頭圧痕が見られる。口径41.4cm、底径20.0cmを測る。胎土や色調等から信楽産と考えられる。15世紀前半頃のものと思われる。

輸入陶磁器 19は青磁碗の底部である。削り出し高台で、机上復元で口径5.0cmを測る。

北宋錢 景徳元年（1044）初鑄の景德元寶が1点出土している。

1トレンチ包含層出土遺物（第37図）

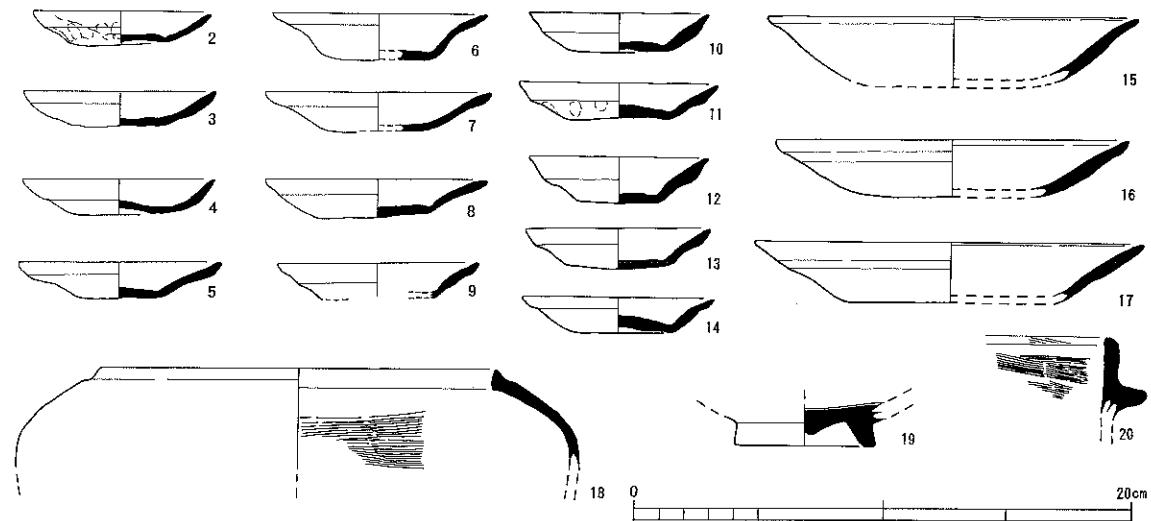
21は卸皿である。外方に直線的に開く口縁部に、端部は面を有するものである。内底面の卸目はヘラ状工具で、網目状に乱雑に刻まれる。薄緑色の釉がほぼ全面にかかる。口径15.0cm、器高3.0cmを測る。24は土師器皿で、外反する口縁部に、端部は丸くおさまるものである。淡赤褐色。口径7.0cm、器高1.5cmを測る。27は土師質の鍋と思われる。口縁端部を内側に折り返すものである。28は瓦質鍋の口縁部である。口縁部が「く」字状に外反するものである。内外面には煤が付着する。机上復元で口径26.0cmを測る。その他細片のため図示できなかったが炮烙と思われる破片がみられた。淡褐色で口縁端部は丸みを持つ。26は、壺の底部であろう。低い高台が貼り付く。底径8.2cm。29はこね鉢である。体部は外方向にほぼ直線的に立上がり、口縁端部は丸くおさめたものである。内・外面いずれも横ナデ整形である。机上復元で口径38.4cmを測る。橙褐色を呈し、信楽産と思われる。

輸入陶磁器 22は白磁の底部である。内底面見込み部は、蛇の目釉剥ぎである。高台畳付及び底部外面の釉は削りとっている。釉は淡黄白色を呈する。底径4.8cmを測る。意図的に体部を打ち欠いて高台部分を残した「円板状加工品」⁷⁾とも呼ばれる再加工品である。

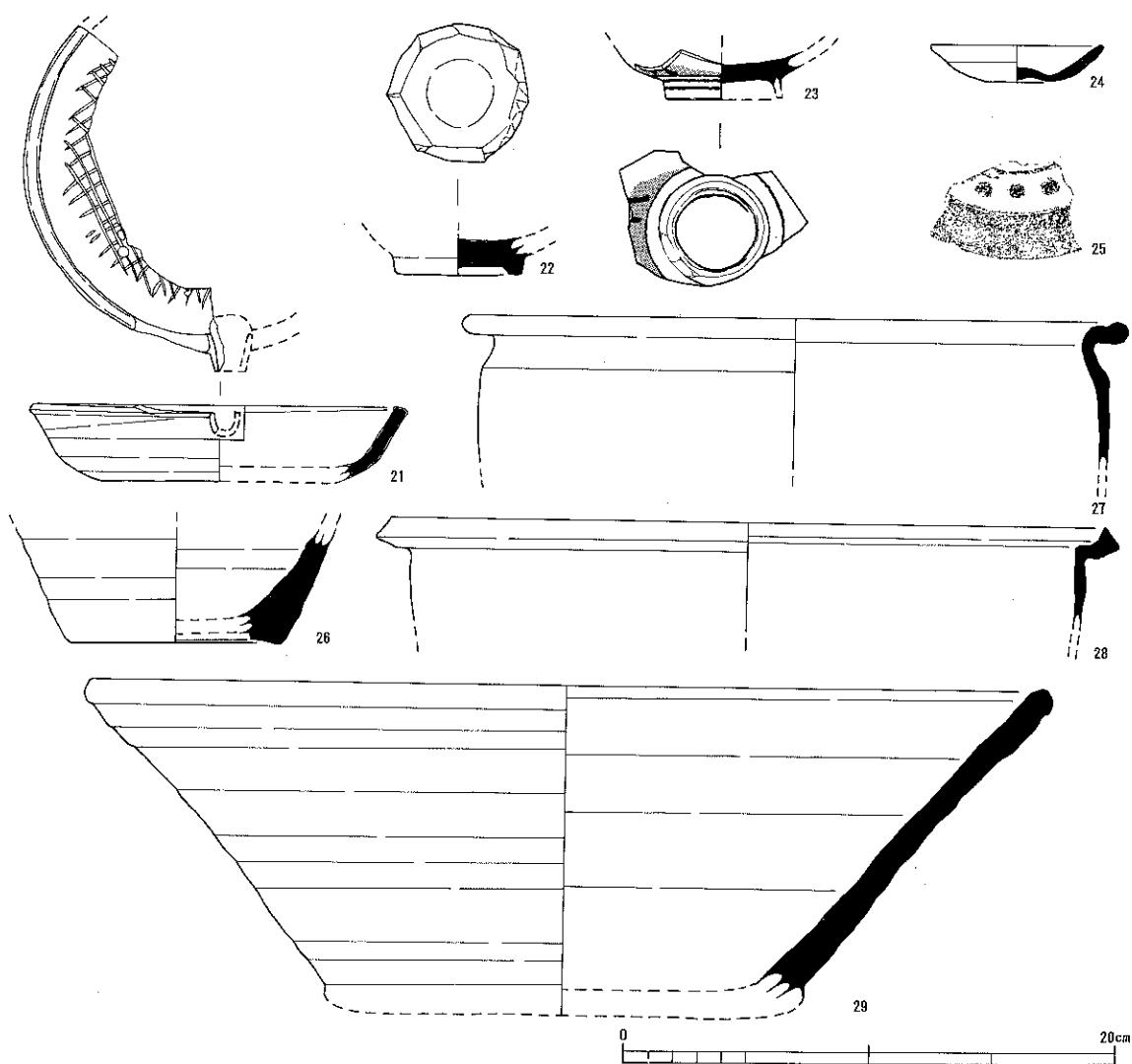
国産陶器 23は、染付椀である。内底面見込み部は蛇の目釉剥ぎである。高台畠付には離れ砂が付着する。底径4.6cmを測る。肥前産であろう。

瓦 25は巴文軒丸瓦であろう。外区に大粒の珠文を巡らす。江戸期以降のものである。

この他、細片のため図化できなかったが、外面に蓮華文を陰刻した龍泉窯系蓮華文青磁椀片や滑石製の石鍋片等が出土している。



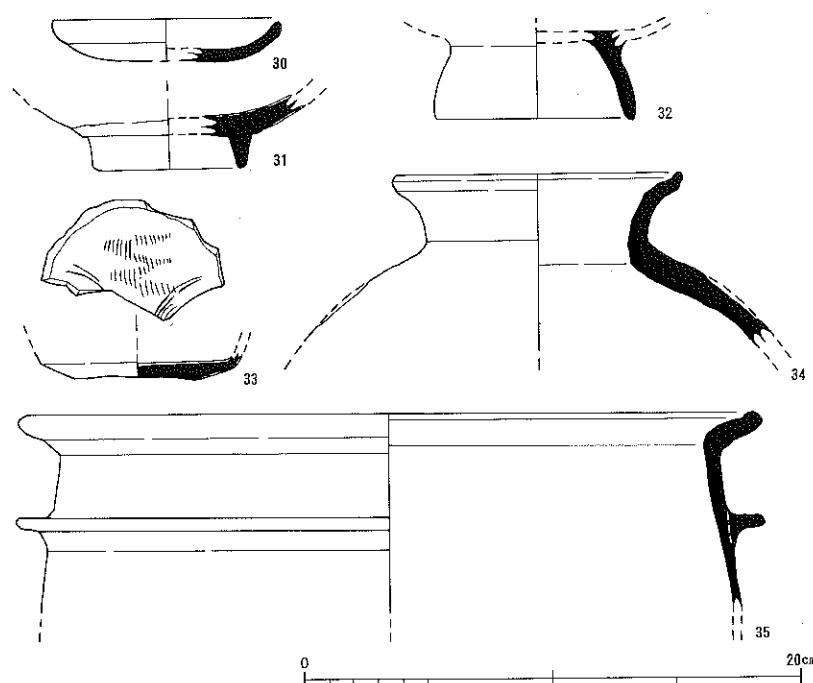
第36図 1トレンチ暗黒褐色土内出土遺物実測図（2）



第37図 1トレンチ出土遺物実測図

2トレンチ（第38図）

土師器 30は土師器皿である。口縁部は内湾ぎみに立上がり、端部は丸くおさめるものである。口径 9.0 cm、器高 1.3 cm を測る。13世紀後半のものと思われる。32は土師皿に高台が付くその高台部である。底径 7.8 cm を測る。35は土師質の羽釜である。内傾して立ち上がる体部に口縁部は



第38図 2トレンチ出土遺物実測図

「く」字状に外方向に開くものである。鍔はほぼ水平にとりつく。外面には煤が付着する。机上復元で口径 28.8 cm を測る。

国産陶器 34は壺である。二次焼成を受けているために表面の釉が変質、もしくははがれ落ちている。口縁部は外湾しながら開き、端部は外側で面を有する。口径 11.2 cm を測る。

輸入陶磁器 31は青磁碗の底部であろう。高台は削り出しで、比較的高い。高台疊付け及び底部外面は釉を削っている。釉はやや灰色を帯びた白色を呈する。底径 5.4 cm を測る。33は青磁皿の底部である。底部のみが残り、破断面の状況から22と同じく意図的再加工品の可能性がある。内底面には櫛描で草花文様が施される。釉はにぶい緑灰色を呈する。同安窯系。

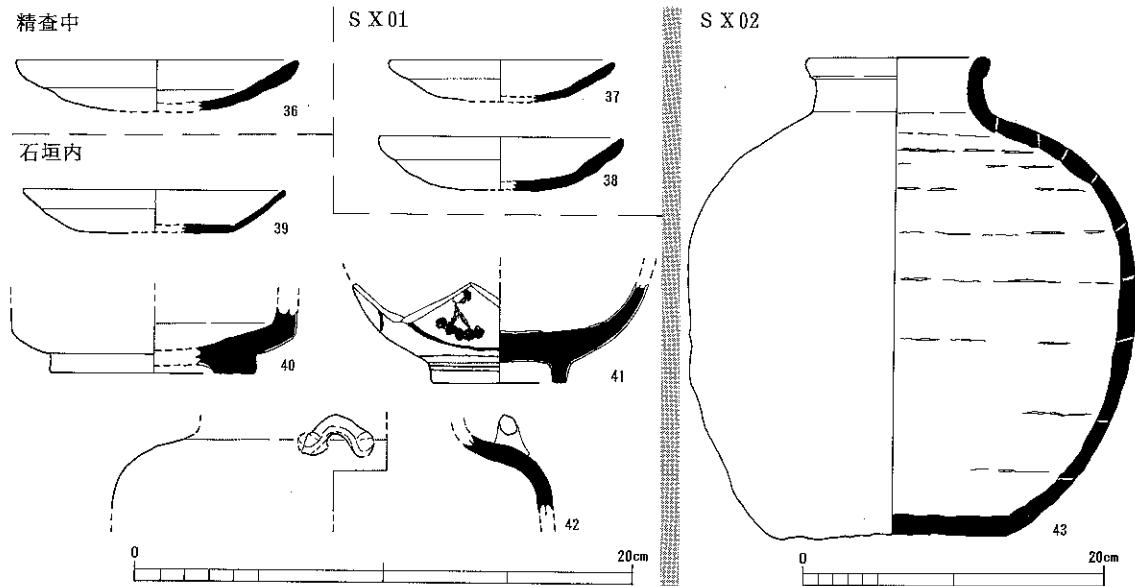
3トレンチ（第39図）

精査中出土遺物（36）

土師器 36は土師質の皿で淡赤褐色を呈する。37・38と同様、ほぼ完形の状態で出土している。口径 11.0 cm、器高 2.0 cm を測る。外反する口縁部に端部を丸くおさめるものである。内底面周縁に凹状の浅い圈線が巡っている。17世紀頃のものと思われる。

S X01 (37・38)

前述したように、土師器皿の口縁部を貝のようにあわせて埋納した遺構で、37が上、38が下に位置する。37は外反する口縁部に端部を丸くおさめるもので、口径 9.0 cm、器高 1.8 cm を測る。淡赤褐色。38は37同様に外反する口縁部に端部を丸くおさめるものである。ただし、38では内底面端部にやや窪む圈線が巡る。口径 10.4 cm、器高 1.8 cm を測る。淡赤褐色。17世紀頃のものと思われる。



第39図 3トレンチ及びその周辺出土遺物実測図

石垣内出土遺物（39～42）

土師器 39は土師器の皿である。直線的に外方に立ち上がる口縁部に端部は丸くおさまるものである。器壁は薄く2.0mmである。口径10.4cm、器高1.7cmを測る。内底面周縁に凸線状の浅い圈線が巡る。淡赤褐色。

国産陶器 41は染付椀である。内底面は蛇の目釉はぎをする。高台置付けは無釉である。底径5.4cmを測る。肥前産であろう。42は四耳壺の肩部である。

国産磁器 40は青磁の底部である。釉色は青みを帯びた緑色を呈する。高台は低く、底径7.8cmを測る。

S X 02 (43)

国産陶器 43は壺である。紐造りロクロ仕上げで、胴部は球状で、口縁は玉縁状を呈する。口径11.6cm、器高31.2cm、底径15.0cmを測る。17～18世紀頃のものと思われる。丹波焼か。この壺の内底面に寛永通宝1枚が表面を上にした状態で付着していた。

V まとめ

前章までに今回の発掘調査の経過、そして検出した遺構ならびに出土した遺物の内容について報告をした。ここでは、これらの成果を簡単に整理し本報告のまとめとしたい。

今回の発掘調査では、笠取小学校背後の山腹において主に15世紀から18世紀にかけて遺構・遺物が確認され、この一帯の歴史的景観がおぼろげながらも窺えるようになった。前述したようにかつて18世紀中頃に当地には「森手」という集落が存在していたことが古絵図より明らかであり、今回一連のものもこの古絵図より溯る「森手」集落の一端を示すものと考えられる。3トレンチでの実態はまさしくそうした理解ができるものであろう。3トレンチは17～18世紀を中心として一つの屋敷地として利用されていた。古絵図には「森手」集落は何軒かの家で構成されていたことがみられる。今回発見の屋敷地南側は山の傾斜面となっているが、北側は、現在は樹木が繁茂し、わかりにくくなっているものの平坦地が比較的数多く見受けられる。いずれも3トレンチの平坦地と同様かもしくはそれより小規模な広さである。樹木の繁茂が著しいため十分な踏査はできていないが、確認した中では広い平坦地はみるとができなかった。すべての平坦地が屋敷地として利用されたとは思えないが、古絵図の描写を積極的に評価するならば、その内のいくつかは屋敷地であったものと考えられる。また1・2トレンチにおいても若干はあるが、当該期の遺物が出土しており、1・2トレンチ一帯の平坦地の中にも屋敷地として利用されていたものと想定される。1・2トレンチで主となる時期は、3トレンチよりさらに溯る15世紀後半から16世紀中頃であり、その時期の遺物が多く出土した。その時期の遺構は地覆石と想定される石組のみの検出であったが、遺物の内容からみて居住的空間としての土地利用がなされていたことが窺い知れる。当該期の遺物は、この近辺では試掘調査も含めてみてもあまりみられず、この段階では小規模な集落単位であったものと思われる。集落としての理解も考えられるが、それ以外の可能性が考えられないであろうか。

この頃の文献を散見すると、田畠に関する文書が大半の中に現地の景観を考える上で興味深い資料がいくつかみられる。その内の一つが文安4年（1447）僧順教が、笠取西庄内の松月庵を順藏坊円能に譲ったとある記事（『醍醐寺文書』）である。この位置がどこに該当するのかは定かではないが、松月庵といったように醍醐寺に関係する施設が存在していたことが理解される。その他、僧長祐が、笠取西庄内の屋敷一所と畠一所を、修繕院地蔵講畠ならびに屋敷山として寄進する（『田中忠三郎氏所蔵文書』）等があり、この他にも醍醐寺僧侶に関わる施設の存在が窺える。これらがこの広大な西笠取地域のどこに存在したのかは知るべく

もないが、それらがこの地域にイメージされたその景観はまさしく醍醐寺の莊園というふさわしいものである。今回の調査成果と関連するものかどうかは明らかにはできないが、これらを視野に入れながら遺構の解釈を行っていく必要がある。そして、笠取庄と呼ぶにふさわしい姿を復元するためのより詳細な情報が今後求められるであろう。

以上、雑駁ではあるが今回の発掘調査成果の整理を行った。笠取地域の発掘はこれが初めてであったが、笠取を考える上で足掛かり的な情報を得ることができた。今後、さらに西笠取の発掘調査が実施されれば、今回のデータが踏み台となってこの地域における歴史的な景観がさらに蘇ることであろう。今後もゆっくり時間をかけながら、今回明らかとなった遺構・遺物だけではなく、笠取全体の歴史について考えていきたい。

最後に調査期間中、何から何まで大変お世話になってしまった笠取小学校の皆様方に対して衷心よりお礼を申し上げ、本報告の結びとしたい。

(註)

- 1) 「宇治川東部の生活と環境」『宇治市史』5巻 1979
- 2) 宇治市歴史資料館「宇治の佛たち」『宇治文庫』1 1989
- 3) 藤井恵介「醍醐寺—山上・山下の伽藍と歴史—」『日本名建築写真選集9 醍醐寺』 新潮社 1992
- 4) 財団法人京都府文化財保護基金『京都の社寺建築 南山城編』 1979
- 5) 宇治市歴史資料館『宇治の古絵図—ふるさとの風景—』 1989
- 6) 各遺物の時期決定は以下の論文を引用した。
 - ・中世土器研究会『概説 中世の土器・陶磁器』 1995 真陽社
 - ・小森俊寛・上村憲章「京都の都市遺跡から出土する土器の編年的研究」『研究紀要』第3号 1996
 - ・財団法人京都市埋蔵文化財研究所
 - ・秋田裕毅『中世の信楽—その実像と編年を探る—』滋賀県近江風土記の丘資料館 1989
 - ・菅原正明「畿内における土釜の製作と流通」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所 1983
 - ・藤澤良祐「瀬戸古窯址群II 古瀬戸後期様式の編年—」『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要 X』
 - ・瀬戸市歴史民俗資料館 1991
 - ・横田賢次郎・森田勉「太宰府出土の輸入陶磁器について—型式分類と編年を中心として—」
 - ・『九州歴史資料館研究論集』4 九州歴史資料館 1978
 - ・間壁忠彦「備前焼」『考古学ライブラリー60』ニューサイエンス社 1991
- 7) 中井淳史「土器と眞実とのあいだ—陶磁器の受容意識を探る—実験—」『中近世土器の基礎研究』X I 1996

笠取関係年表 (江戸時代まで)

年号	西暦	事項
承和 13 年	846	笠取西庄が官省符庄となり、のち庄田は 209 町余を数える。(『醍醐雑事記』)
貞觀 12 年	870	笠取東庄に関する清原真人の券文が作成され、同庄の水田規模は四町を数える。(『醍醐雑事記』)
貞觀 16 年	874	貞觀寺僧聖宝が、笠取山上に後の醍醐寺の基礎となる草庵を営み、准胝・如意輪観音像を安置したという。(『醍醐寺縁起』)
天慶 2 年	939	醍醐寺延命院願主藤原元方が、藤原數範から笠取東庄を買得し、同院に寄進する。(『醍醐寺文書』)
長保 2 年	1000	清住寺笠取西庄と醍醐寺觀音堂の出舉加舉分とが交換され、これが原因で笠取西庄内に疫病が流行し、多くの人が死亡したと噂される。(『醍醐雑事記』)
長元 7 年	1034	長保 2 年の契約により、清住寺領笠取西庄と上醍醐寺觀音堂分近江国加舉稱三千束の交換が確認される。(『醍醐雑事記』)
寛治 2 年	1088	笠取西庄内久元名に、醍醐寺遍智院僧都御影供の仏供用途が課せられる。(『醍醐寺新要録』)
康和 2 年	1100	醍醐寺延命院檢校阿闍梨賴昭が、阿闍梨公觀による同院領笠取東庄の押領を訴える。(『醍醐寺文書』)
天仁元年	1108	定源が、東笠取中津河の私開発谷を僧慶楽に売却する。(『三宅文書』)
保延 6 年	1140	笠取庄で、炭竈についての争論が発生する。(『醍醐雑事記』)
康治元年	1142	醍醐寺が各寺坊に命じ、笠取山などに対して新儀に炭を賦課することを停止する。(『醍醐雑事記』) この頃、笠取西庄の耕地面積が五町五反二百歩を数えるという。(『醍醐雑事記』)
久安 4 年	1148	笠取西庄に、醍醐三宝院の正月菓子役が賦課される。(『醍醐雑事記』)
久安 5 年	1149	笠取東西両庄が、醍醐寺より炭・薪・草などの公事を賦課される。(『醍醐雑事記』)
久寿元年	1154	この頃、笠取西庄は本田九町一反を数える。(『醍醐雑事記』)
久寿 2 年	1155	醍醐寺の塩湯釜開きのため、諸国の海水が岡屋津に集められ、その陸揚げに笠取から人夫 10 人が徵発される。(『醍醐雑事記』)
応保元年	1161	笠取西庄の検注が行われ、この頃の同庄本田は 10 町 2 反を数える。(『醍醐雑事記』)
承安元年	1171	醍醐寺政所が、故僧賢覚相承の笠取東庄ほか 3 カ所に対する他妨を禁止する。(『醍醐寺文書』) 笠取東庄の本田が 9 町 7 反余を数える。(『醍醐雑事記』) 笠取西庄の本田が 14 町 6 反余を数える。(『醍醐雑事記』)
治承 2 年	1178	醍醐寺座主乘海が笠取東庄内の新田 3 町を命手に譲与する。(『醍醐寺文書』)
治承 3 年	1179	笠取西庄の実検取帳が作成され、この頃の耕地面積が 17 町余を数える。(『醍醐雑事記』)
正和元年	1312	醍醐寺僧定聰が、門弟の賴聰に笠取庄預所職などを譲渡する。(『醍醐寺文書』)
元亨元年	1321	醍醐寺僧定件が、笠取預所以下坊舎・所領を乙若丸(定運)に譲渡する。(『醍醐寺文書』)
嘉曆 3 年	1328	東笠取の清瀧社が創建されたという。(『宇治郡神社明細帳』)
貞和 4 年	1348	三宝院門跡賢俊が、聖尊法親王と醍醐寺遍智院・覺洞院の管掌および院領の領有を争って和解し、院領笠取西庄領家職については賢俊の管領と定まる。

応安 2年	1369	笠取・炭山・石田の三所の郷民が、醍醐寺如意輪堂造営用の材木を運搬する。 〔『醍醐寺文書』〕 〔『醍醐寺新要録』〕
応永 6年	1399	幕府が、笠取庄下地の渡付を山城守護に命じる。 〔『醍醐寺文書』〕
応永 7年	1400	僧長祐が、笠取西庄内の屋敷一所と畠一所を、修禅院地蔵講畠ならびに屋敷山として寄進する。 〔『田中忠三郎氏所蔵文書』〕
応永 10年	1403	醍醐寺僧の一行が、笠取の人夫らを供として伊勢に参宮する途次、奈島里で休息する。 〔『醍醐枝葉鈔』〕
応永 12年	1405	醍醐寺前大僧正宗助が、笠取東庄などの理性院領ならびに所職以下を宗觀僧都に譲与し、5日後に幕府がこれを安堵する。 〔『醍醐寺文書』〕
応永 25年	1418	笠取東庄の平次郎が、トコロ谷田地の名主職を流質し、その兄半三郎が作職を預かり、加地子得分を醍醐寺中坊に納入する。 〔『醍醐寺文書』〕
応永 31年	1424	醍醐の郷民らが石山に発向し、笠取庄民らに死傷者がいる。(『満済准后日記』)
応永 32年	1425	満済が笠取横尾尾沙門へ参詣する。 〔『満済准后日記』〕
応永 34年	1427	日吉生得神人畠郷民が炭山で薪商売をし、販売圏を侵犯された醍醐寺領笠取庄民がこれを停止させようとして争い、郷民2名を殺害する。(『満済准后日記』) 畠郷民が笠取東庄の庄家に放火する。 〔『満済准后日記』〕 畠郷本所の延暦寺が、薪販売圏について笠取庄民を幕府に訴訟する。 〔『満済准后日記』〕
正長 元年	1428	幕府が畠郷・笠取庄の薪争論について裁決し、畠郷民の建仁寺周辺を除く京中販売を承認する。 〔『満済准后日記』〕
永享 3年	1431	笠取庄民が、庄子役・櫛宣役として醍醐寺に賦課されていた亥子餅を進上する。 〔『正長元年記』〕
文安 2年	1445	僧順教が、笠取西庄内の松月庵を順藏坊円能に譲る。 〔『醍醐寺文書』〕
文安 4年	1447	相国寺僧瑞溪周鳳が、笠取山の神は安芸巌島神の妹にあたることを聞く。 〔『臥雲日件録』〕
応仁 2年	1468	足利義政が署判を与えた「醍醐寺方管領諸門跡等目録」が作成され、菩提寺律院領として宇治郡左馬寮并寺辺田、醍醐寺座主領として山城国笠取庄が掲げられる。 〔『醍醐寺文書』〕
文明 2年	1470	西軍の大内政弘が、東軍を攻撃して勧修寺に放火し、翌日、醍醐・山科を攻撃、醍醐寺が焼失する。
明応 2年	1493	笠取下庄の中井又二郎が、中庄田地一反を二貫文で覚善坊に売却する。 〔『醍醐寺文書』〕
文亀 元年	1501	幕府が、奉公人松田頼亮に付与していた醍醐寺報恩院領、笠取西庄領家分を、同院に返付する。 〔『醍醐寺文書』〕
永正 15年	1518	笠取と近江国栗津の山争論が発生し、ついで11口には双方が合戦、多数の死傷者を出す。 〔『巖助往年記』〕
大永 3年	1523	応仁の乱中より中絶していた醍醐長尾天神社の神事が再興され、その祭礼役勤仕をめぐる笠取西庄と醍醐十ヶの争論、および柴市の権利をめぐる笠取と小栗栖の争論が、醍醐寺の仲裁で和解する。 〔『醍醐寺文書』〕
大永 5年	1525	三宝院門跡の新造普請料のため、笠取東・西両庄などに反錢が賦課される。 〔『乙酉歳記』〕
天文 元年	1532	笠取庄百姓らの訴訟により、同庄代官が改易される。 〔『巖助往年記』〕 法華一揆の攻撃を逃れた本願寺僧実従が、笠取庄に脱出し、ついで宇治田原に移る。 〔『私心記』〕 田原在住の実従が、曾束で笠取庄沙汰人の出迎えを受け、笠取庄に入って庄民の饗應を受ける。 〔『私心記』〕

天文 5年	1536	法華一揆の争乱に乘じ、京都の所々で盗賊を働き、金33枚と金具2、3千貫を稼いだという笠取東庄民越中の家に盗人が入る。 (『嚴助往年記』)
天文 7年	1538	綴喜郡田原郷岩本喜多の代官と、放火事件など3年間にわたり種々争論の続いた笠取東庄池淵分百姓職を、醍醐寺理性院嚴助が20貫文で買得し、係争を決着させる。 (『醍醐寺文書・嚴助往年記』)
天文 13年	1544	笠取庄でここ数年間にわたる年貢算用の不正があり、その額は50石に及んだという。 (『嚴助往年記』)
天文 20年	1551	三好長慶被官の松永長頼勢が、炭山越で笠取に入り近江国へ出兵したため、瀬田の山岡氏と合戦となる。 (『嚴助往年記』)
永禄 6年	1563	笠取庄百姓の強盜行為が発覚し、本人は逃亡、家屋は検封される。 (『嚴助往年記』)
永禄 10年	1567	義昭近臣三浦藤英が、醍醐・小野・勧修寺・炭山・笠取などの名主百姓に、上醍醐寺領敷在分年貢等の寺納を命じる。 (『醍醐寺文書』)
天正 16年	1588	西笠取の沙汰人出雲らが、讃岐河原田の年貢について譴責を受け、領主越後方へ未進年貢の上納を誓約する。 (『醍醐寺文書』)
天正 19年	1591	東笠取岡坂与五郎が、「曲谷草場」の山地を相月石見に売却する。 (『村上照也家文書』)
文禄 元年	1592	この年、東笠取村本家山の検地が行なわれ、その「村方中本家山高帳写」に、本家山株36軒ほかの持山・山銭などの記載が見える。 (『北浦莊一郎家文書』)
慶長 2年	1597	前田玄以が、醍醐寺塔修理人夫役賦課の基準とするため、炭山・西笠取・醍醐三ヶ郷の棟数を調べさせる。 (『義演准后日記』) 醍醐寺が、炭山・西笠取・醍醐三ヶ郷人夫に同寺修造用材の運送を命じる (『義演准后日記』)
慶長 3年	1598	前田玄以より付与された醍醐寺塔修理料の半分50石が、炭山・西笠取・醍醐三ヶ郷より牛馬を徴発して、同寺に運送される。 (『義演准后日記』)
		醍醐寺塔修理用材が嵯峨より木幡浦へ運ばれる。 (『義演准后日記』)
		炭山・西笠取・醍醐三ヶ郷人夫が、醍醐寺塔修造のための用材を、しばしば運搬する。 (『義演准后日記』)
		西笠取など三ヶ郷民が、笠取山の材木をしばしば伐採し、醍醐寺内に運送する。 (『義演准后日記』、『醍醐寺新要録』)
慶長 4年	1599	醍醐寺金剛輪院庭園の泉水石橋用材が、西笠取より徴発される。 (『義演准后日記』)
		醍醐寺金堂柱用材が西笠取の人夫により渡瀬から運送される。 (『義演准后日記』)
		再興された醍醐長尾宮の祭礼駕輿丁として、西笠取庄民6人が徴発される。 (『義演准后日記』)
		前田玄以が、秀吉の命をうけて、東笠取・日野郷1600余石を醍醐寺新知行分として付与する。 (『義演准后日記』)
慶長 5年	1600	豊臣家奉行長束正家らが、炭山村230石、西笠取村319石余、東笠取村274石余など、計4622石余の醍醐寺領を追認する。 (『義演准后日記』、『醍醐寺文書』)
		醍醐寺六坊の堀の掘削工事に、東笠取村・西笠取村・炭山村などの人夫が徴発される。 (『義演准后日記』)
		醍醐寺三宝院門跡義演が寺辺警固に関する西笠取村・醍醐村などの人夫法度を定める。 (『義演准后日記』)
		西笠取村未納分の柴が醍醐寺に押領される。 (『義演准后日記』)
		醍醐寺が笠取・炭山・醍醐の各山林から、杉1000本を農國神社に寄付する。 (『義演准后日記』)
		大津城の攻防により、軍勢多数が石山より笠取を通り過ぎる。

			(『義演准后日記』)
		笠取村で材木 200 本が伐採される。	(『義演准后日記』)
慶長 15 年	1610	この年の西笠取村領主高付は、報恩院 152 石、三宝院 76 石余、山下寺家 15 石余、光台院 15 石、光政坊 15 石、岩間寺 35 石などで、村高の総計は 321 石余であり、慶長 16 年には若干変更される。(『村上照也家文書』・『醍醐寺文書』)	
慶長 16 年	1611	幕府が炭山村 230 石余、東笠取村 274 石余、西笠取村 319 石余など合わせて 3 998 石余の知行を醍醐寺に安堵する。(『醍醐寺文書』)	
元和 7 年	1621	醍醐寺領のうち、東笠取村を除いた西笠取村・炭山村・日野村・醍醐村に山地子が賦課され、12 月、山地子錢をめぐり、醍醐村などが京都所司代に訴えを起こす。	(『義演准后日記』)
寛永 14 年	1637	笠取で検地が行なわれる。	(『義演准后日記』)
正保 元年	1644	醍醐寺宝殿昇人の醸出が笠取村に命じられる。	(『醍醐寺新要録』)
正保 4 年	1647	西笠取村半兵衛が、同村下庄市左衛門の保有している田畠・山および屋敷諸道具などの跡職を譲り受ける。	(『醍醐寺文書』)
慶安 2 年	1649	西笠取村茂右衛門が、同村相月の源左衛門が保有する屋敷・田地・山などの跡職を譲り受ける。	(『醍醐寺文書』)
寛文 7 年	1667	西笠取村久左衛門らが、次郎右衛門の跡職を譲り受けたことを領主報恩院に届け出、夫役は 5 年間免除される。	(『醍醐寺文書』)
寛文 10 年	1670	西笠取村惣代林勘兵衛・山口左兵衛が、毘沙門堂と山林の管理を渡部茂太夫に委ねる約束をする。	(『渡辺喜一郎家文書』)
延宝 2 年	1674	西笠取村茂左衛門が伝左衛門に南垣内の上畠を押領されそうになつたため、領主醍醐報恩院に訴え出る。	(『醍醐寺文書』)
天和 元年	1681	醍醐寺領東笠取村の弥右衛門と岩間の文右衛門との間に争論があり、この日、三宝院門跡がこれを裁定する。	(『醍醐寺文書』)
天和 3 年	1683	醍醐寺領東・西笠取村において、三宝院家来による松茸狩りをめぐり、村人との間で、四ヶ年以前に争論が発生し、この日、幕府代官平野藤次郎のあつかいで内済する。	(『醍醐寺文書』)
貞享 3 年	1686	この年、西笠取村と炭山村で大洪水が起り、多くの田地が浸水し、大きな被害ができる。このため、西笠取村相月の百姓らが、後代の例としない約束で、水損分の合力を領主醍醐寺に願い出る。	(『醍醐寺文書』)
元禄 3 年	1690	東・西笠取村でキリスト教の調査があり、両村民の宗門改帳が領主醍醐寺に提出される。	(『醍醐寺文書』)
元禄 11 年	1698	西笠取村で牢人改めがあり、庄屋勘兵衛は該当者がいない旨を領主醍醐報恩院に報告する。	(『醍醐寺文書』)
元禄 16 年	1703	西笠取村の善助が同村の金兵衛の田畠・山林・屋敷などの跡職を譲り受け醍醐寺塔頭報恩院がこれを認める。	(『醍醐寺文書』)
宝永 4 年	1707	東・西笠取村でキリスト教吟味が行なわれ、宗門改帳が作成される。	(『醍醐寺文書』)
正徳 2 年	1712	西笠取村で鉄炮改めがあり、山間聚落として猪鹿おどしのため各 1 拢ずつ 10 人の者が所持している事、同目的以外に鉄炮を悪用しない事などが確認される。	(『醍醐寺文書』)
		醍醐村神事に駕輿丁役として参加する西笠取村の神輿昇による他人呪詛などが問題となり、西笠取村百姓連判の起請文が作成される。	(『醍醐寺文書』)
		この年、東笠取村岩間山觀音堂の改築に関して、醍醐寺理性院と三宝院が争論し、京都町奉行に提訴する。	(『醍醐寺文書』)
		西笠取村の百姓四郎右衛門宅が全焼し、四郎右衛門が醍醐三宝院に焼跡の再築を願い出る。	(『醍醐寺文書』)
		東・西両笠取村で宗門改めが行なわれ、東笠取村 40 名、西笠取 66 名の寺請が三宝院に報告される。	(『醍醐寺文書』)

享保 9年	1724	西笠取村で、社寺・道路・集落・河川などを記入した村絵図が作成される。 (『醍醐寺文書』)
元文 4年	1739	西笠取村が、かつて猪鹿などにより荒地化している田畠の再開墾を計画し、その助勢のため、救米の下付を領主醍醐寺に願い出る。
宝暦 13年	1763	この秋、西笠取村の横尾山毘沙門堂縁起が作成される。(『渡辺喜一家郎文書』)
安永 元年	1772	東笠取村の宗門人別改めによると、世帯数 18 で、総人数は 93 人、うち男 42 人、女 51 人という。 (『神出孝一家文書』)
寛政 12年	1800	この頃、西笠取村西光寺が相月から辻出へ移建される。 (『宇治郡村誌』)
天保 7年	1836	この年、東笠取村称名寺本堂が改築される。 (『棟札』)
天保 8年	1837	この年、東笠取村楓堂円成が寺子屋を開設し、読書・算術・習字を教授する。 明治 5 年に廃絶。 (『日本教育史資料』)
天保 13年	1842	この年、西笠取村笠島了以が寺子屋を開設し、読書・算術・習字を教授する。 明治 5 年に廃絶。 (『日本教育史資料』)
天保 14年	1843	西笠取・池尾両村が、京都の堺屋平兵衛から、銀 25 貢匁を借用する。 (『村上照也家文書』)
		西笠取村毘沙門天神主茂兵衛が、社殿改築のため、檜 4 本の供与を醍醐寺照阿院に要請する。 (『渡辺喜一家文書』)
嘉永 元年	1848	この年の 2 月以降文久元年 (1861) に至るまで、西笠取村領主醍醐報恩院が同村からたびたび借金をする。 大洪水が起こって宇治橋が流失し、東笠取・西笠取・大鳳寺の各村では田地の浸水・堤防切れなど大きな被害ができる。 『智積院文書』、『村上照也家文書』、『続徳川実記』、『上林牛加家文書』 大風雨のため、宇治郷・伊勢田・大鳳寺・東笠取・西笠取・楕島などの各村に大洪水が起り、居宅・田畠が浸水し、大きな被害ができる。 『北川半兵衛家文書』、『智積院文書』、『村上照也家文書』、『教栄寺文書』 『上林道庵家文書』、『上林牛加家文書』、『上林味ト家文書』、『辻宗二家文書』、『興聖寺文書』 笠取などの醍醐寺領に対して、領主から、六月・八月の洪水により質素儉約に関する触が出される。 (『村上照也家文書』)
		この年、大洪水による被害のため、西笠取村の年貢は、例年の半分であったと いう。 (『村上照也家文書』)
嘉永 6年	1853	西笠取村が、米 30 石を抵当にして、伝馬所から金 30 両を借用する。 (『村上照也家文書』)
		この夏、宇治郷・笠取山中が大旱魃となり、宇治川が渴水し、笠取では農作物に被害ができる。 (『宇治郡町村沿革調・雲錦隨筆』)
安政 4年	1857	東笠取村百姓が、猪・鹿による農作物の被害を防ぐため、番人雇用に必要な費用を領主に要求する。 (『西田武一家文書』)
安政 6年	1859	東笠取村が、凶作続きによる困窮のため、救米 2 石の支給を領主龍光院・五智院に願い出る。 醍醐寺塔報恩院が、西笠取村から金 10 両を借金する。この年以降、たびたび同村から借金をする。 (『村上照也家文書』)
文久 元年	1861	西笠取村が広幡役所へ、領主報恩院の財政取締りを要請する。 (『村上照也家文書』)
		西笠取村が、報恩院への貸付金のうち、金 30 両と銀 3 貢 850 匋および利息を棄捐する。 (『村上照也家文書』)

明治まで (『宇治市史年表』より作成)

巡礼道の道標 西笠取から東笠取へ

小 嶋 正 亮

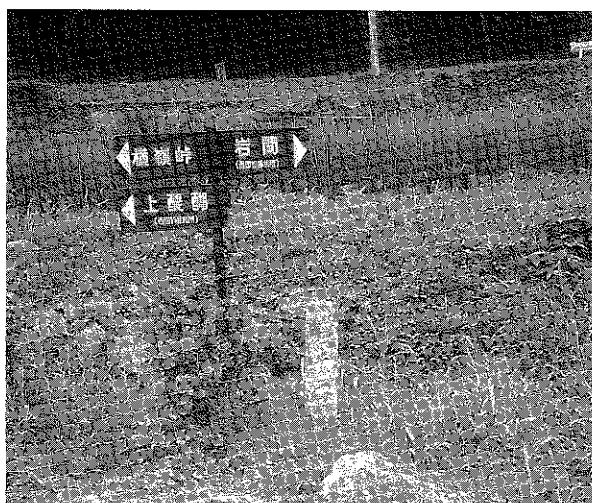
西国三十三所観音巡礼は、紀伊国那智山青岸渡寺から美濃国谷汲山華厳寺まで、ほぼ現在の近畿地方一円をめぐる旅であった。宇治市には、第十番札所三室戸寺があるほか、第十一番上醍醐准胝堂と十二番岩間寺が市域に隣接することもあって、巡礼の人びとが行き交う姿が見られた。特に上醍醐の女人禁制により、男女が別のルートをたどらざるをえなかったこともあるて、市域東北部の山間部、すなわち笠取地域には複数の巡礼ルートがめぐっていた。

そのあらましについては、宇治文庫9『宇治の道 旅人と歩く』に記したので参考願いたい。本稿では、第十一番上醍醐から十二番岩間寺にいたる巡礼道のうち、大部分を占める東西両笠取地区の道標9基を紹介する。市内の旧道には各所に道標が残るが、西国巡礼関係がかなりの割合を占める。なかでも宇治橋から三室戸寺・萬福寺にいたる三室道と、上醍醐～岩間寺間に集中している。その理由は、この間の巡礼ルートが、京都と奈良を結ぶ大和街道や伏見六地蔵宿を経て宇治にいたる宇治道といった当時の幹線道路からはずれて、一般の道を利用するためであろう。分岐点が多くわかりづらいので、結果的に多数の道標が整備されたと考えられる。

一部の道標に明記されるように、これらの多くは地元の人びとにより建立されたと見られる。辻々にたたずむ姿からは、巡礼の人びとをあたたかく迎えた村人たちの心根までがうかがえるようである。

* 道標面の方位はおおよそで、目安として付したものである。

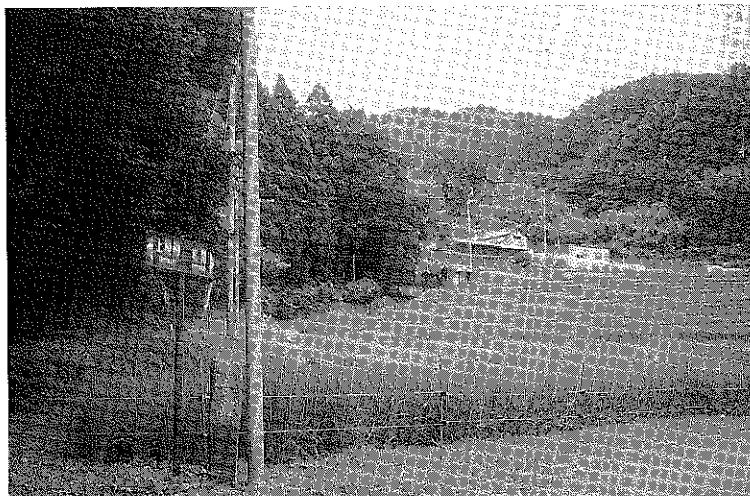
1



(北面)
西面
南面

(梵字)
右左
十一番道
右
しゆん

2



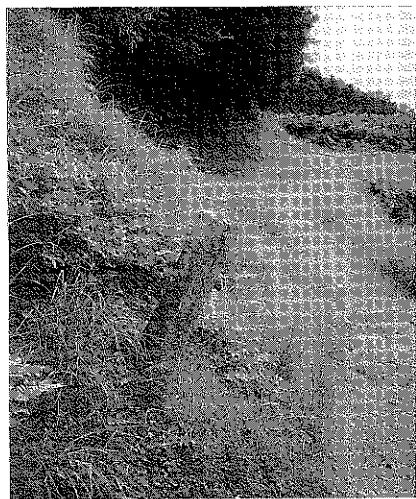
(南面) 右 いわま道 二五五

3



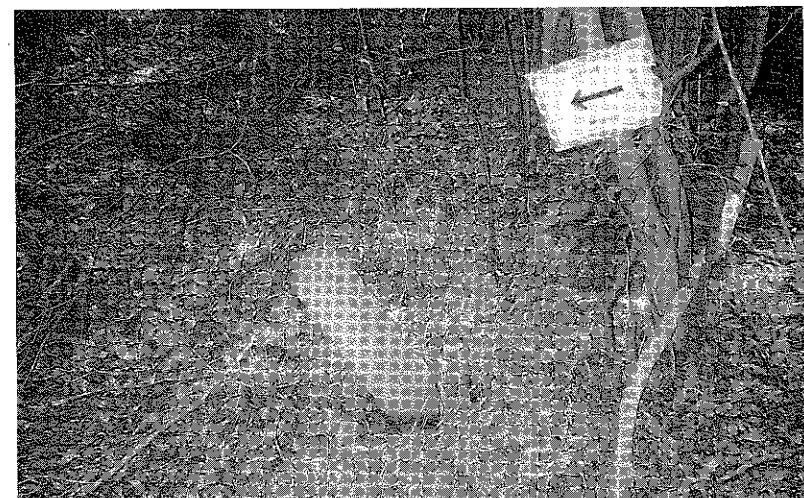
(南面) 南無
(西面) 梵字 左
(北面) 南無観世音

4

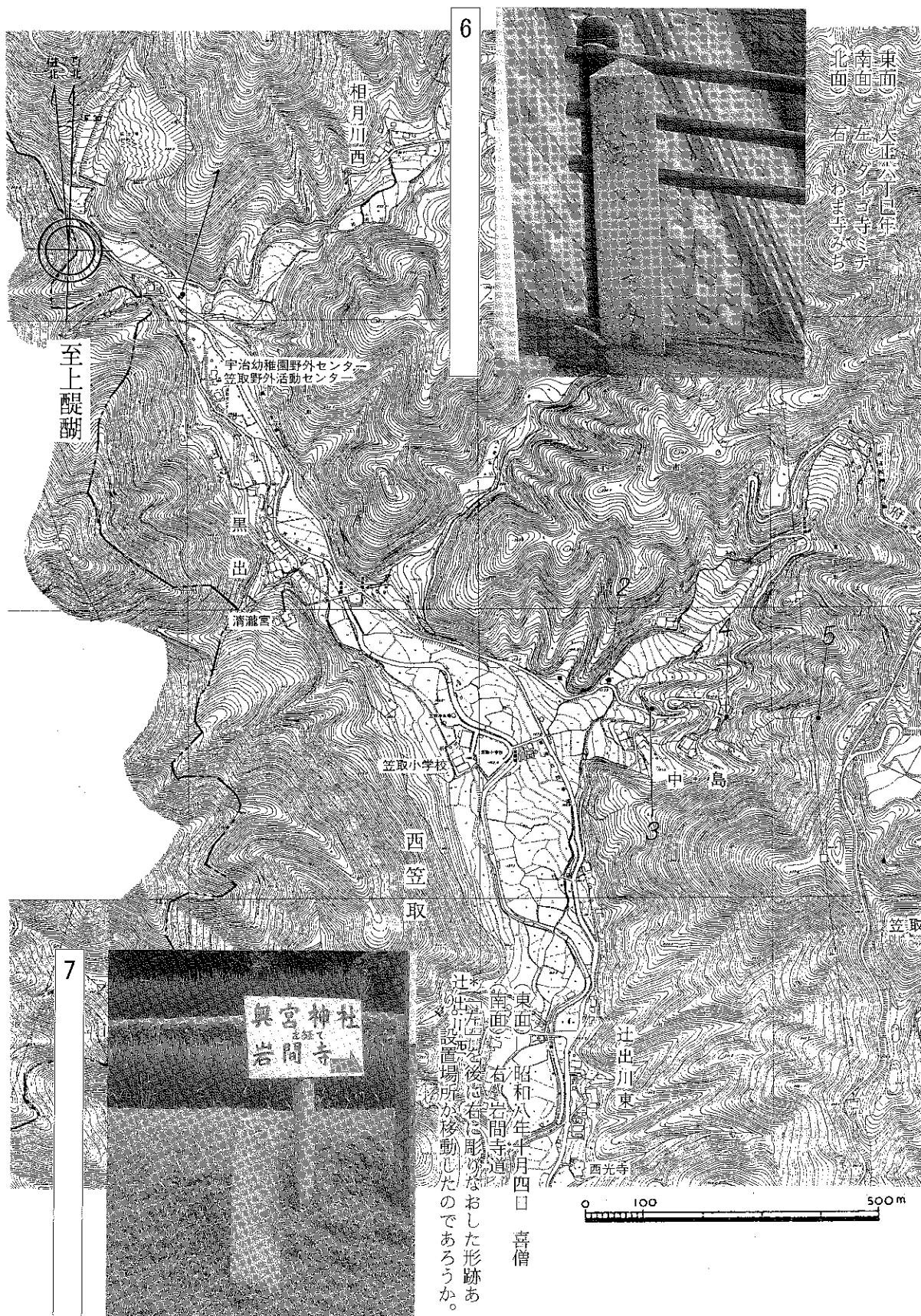


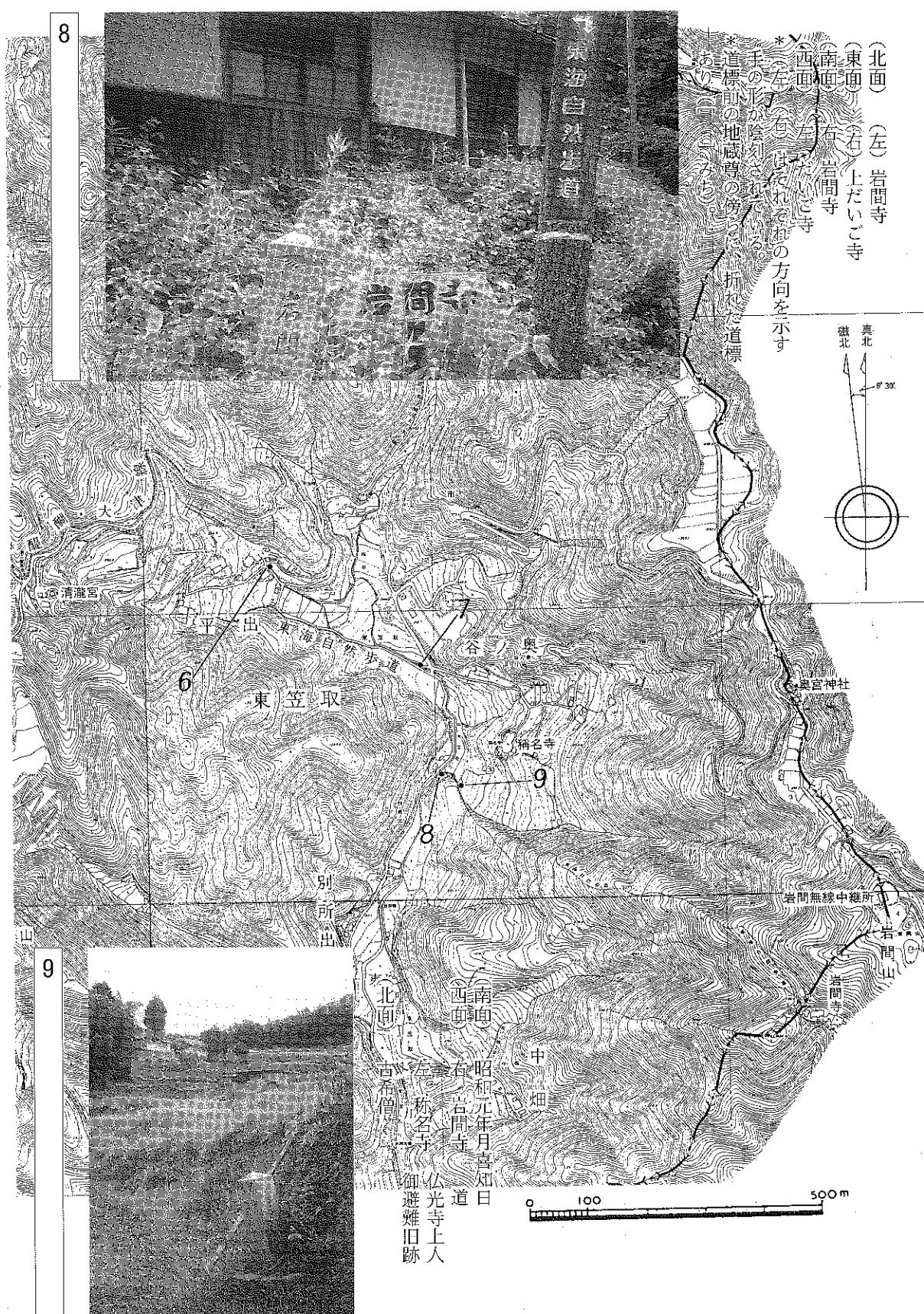
(梵字) すぐいわま寺 廿五
金子氏子供中

5



(西面) 左 いわま三さう





抄 錄

ふりがな	にしかさとりいせきはっくつちょうさがいほう							
書名	西笠取遺跡発掘調査概報							
副書名								
巻次								
シリーズ名	宇治市埋蔵文化財発掘調査概報							
シリーズ番号	第42集							
編著者名	浜中邦弘・中村幸代・小嶋正亮							
編集機関	宇治市教育委員会							
所在地	〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地							
発行年月日	西暦1998年3月31日							
所収遺跡名	所在地	市町村コード	遺跡番号	北緯	東経	期間	面積	原因
西笠取遺跡	宇治市西笠取	26204		34° 64' 52"	135° 51' 24"	961202 ～ 970227	150 m ²	野外活動 センター 建設
収録遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
西笠取遺跡	集落	室町～江戸	屋敷跡	土師器・陶磁器				

(宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第42集)

西笠取遺跡発掘調査概報

発行日 平成10年3月31日

発行者 宇治市教育委員会
宇治市宇治琵琶33番地

製作 有限会社 新進堂印刷所
